

第四部

住民福祉編

第一章 民生・福祉

一 住民福祉

福祉行政については、高度成長政策と同時進行の形で全ての面にわたり充実して来たが、その反面、国民の福祉に関するニーズは個々の高まりが進み、細やかな政策が要求されるようになった。

国の福祉に関する財政的余裕がある内は、そのニーズに対しても政策としてかなりの前進をみてきたところであるが、日本の景気がバブル崩壊を始めてからは、福祉政策の財源についても他の政策と同じように厳しい時代に突入したと言える。

福祉行政は、必要最小限的確に進めて行くのは当然の行政の責務であることから、溝辺町は国、県の施策と相まって積極的に推進してきたところである。

保健と福祉の事務事業については、平成十二年四月から介護保険制度がスタートすることから、この事業を保健福祉課で担当することになり、事務の一部を移管された。

それは、福祉団体事務局の老人クラブ連合会・溝辺町遺族会・母子寡婦福祉会・身体障害者協会・手をつなぐ親の会・共同募金・日本赤十字等々を社会福祉協議会に移管がされた。それと環境・畜犬等の事務は町民課に移管がなされ、人員増員なしで新しく始まる介護保険制度の事務に課内対応がなされた。

そのことにより、保健福祉課の業務形態は、国民健康保険特別会計・老人保健特別会計・介護保険特別会計に合わせ、児童福祉・母子福祉・老人福祉・生活保護関係の福祉行政と、検診業務の予防行政の全体で進んでいる。このような中で、本町は、他町に比べ高齢化率は低い位置にはあるが、確実に進んできている。ちなみに、平成十四年四月の高齢化率一六・七％（昭和六十年四月一三・二％）で十七年間で三・五％増加している。

出生率は昭和六十年の出生率（千分比）一三・二％と記してあるが、平成十二年の人口動態統計で人口千人対で一・五の数字を示しているが、この数字は始良郡内で国分市、隼人町に次いで三番目となっている。若い町であると自負してきたところがあるが、やはり全国的な流れの出生率の減少の中に本町もあることは否めない。

これからの福祉は、介護保険制度が導入とされたことにより、町民が自ら保健・医療・福祉に対するサービスを選択する仕組みが構築されつつあるので、あらゆる制度を組み合わせて積極的に健康増進を進めながら、福祉の活用 の体制づくりを進めて行くべきである。

(一) 生活保護

生活保護法は、憲法の理念に基づき生活に困窮している国民に対し国の責任において、最低の生活水準を確保しながら自立への助長を促すことを目的としている。

本町の状況は、受給者率を平成十四年度で対比してみても、始良・伊佐郡の半分で推移していることには、変わりはない。

しかしながら、昔の保護世帯は比較的子育ての世帯が対象であったようだが、近年高齢者世帯が増えたことから、本町の保護世帯は殆どが高齢者世帯となっている。

(二) 身体障害者福祉

身体障害者に対する福祉は、昭和二十四年に制定された身体障害者福祉法によるところである。

すべての身体障害者は、自立と社会経済活動への参加を促進するため、援助を必要に応じて保護する。

すべての身体障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられている。

郷土誌統一の資料によると、昭和六十三年度末の身体障害者の総数は二九二人であった。

平成十四年度末の総数は、四〇〇人と一五年間に一〇八人増加している。障害の主なもの、視覚五〇人・聴覚四一人・肢体不自由二六人 それに内部障害の心臓、腎臓等で八八人である。このことは、高齢化に伴う障害の増えたことが伺える。

また、昭和六十三年度末の重度心身障害者医療費助成登録者は八六人であったが、平成十四年度末では二〇三人と増加している。

助成額においても四五六万円であったものが、一五三二万九千円となり、一〇七六万二千円の増加となっている。このことも高齢化によるものであると判断される。

平成十五年三月三十一日現在における障害別・級別身体障害者は第183表の通りである。

第183表 身体障害者数

平成15年3月31日現在

障 害 別	区 分	手帳所 有者数	内 訳					
			1級	2級	3級	4級	5級	6級
視 覚 障 害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	50	21	12	3	2	4	8
	計	50	21	12	3	2	4	8
聴覚・平衡・機能障害	18歳未満	1	0	0	1	0	0	0
	18歳以上	40	0	6	7	4	2	21
	計	41	0	6	8	4	2	21
音声・言語・そしゃく 機 能 障 害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	3	0	0	2	1	0	0
	計	3	0	0	2	1	0	0
肢 体 不 自 由	18歳未満	2	1	1	0	0	0	0
	18歳以上	216	45	57	27	34	39	14
	計	218	46	58	27	34	39	14
内 部 障 害 (小 計)	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	88	54	0	25	9	0	0
	計	88	54	0	25	9	0	0
(心 臓)	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	57	29	0	21	7	0	0
	計	57	29	0	21	7	0	0
(じ ん 臓)	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	22	22	0	0	0	0	0
	計	22	22	0	0	0	0	0
(呼 吸 器)	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	7	3	0	4	0	0	0
	計	7	3	0	4	0	0	0
(ぼうこう又は直腸)	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	2	0	0	0	2	0	0
	計	2	0	0	0	2	0	0
(小 腸)	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0
(免 疫)	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0
合 計	18歳未満	3	1	1	1	0	0	0
	18歳以上	397	120	75	64	50	45	43
	計	400	121	76	65	50	45	43

溝辺町身体障害者協会

身体障害者協会は、昭和四十一年に設立され、障害者の就業の場の確保、福祉サービスの充実、ボランティア活動の推進、心身障害児療養体制の整備、を重点方針とし、次のような活動を行っている。

- ・ 障害者の主体性と自主性の確保
- ・ 会員参加による平等な社会づくり
- ・ 障害の程度、重複化と障害者の高齢化への対応
- ・ 関連施策と連携をとり障害者が健常者と同じように社会参加できるようにするため、教育・育成雇用、就業保健医療、生活環境などの活動に取りくむ。

歴代会長

初代	久木田 憲 昭
二代	黒 木 公 博
三代	飯屋崎 勝 巳
四代	久木田 憲 昭

(三) 母子寡婦福祉

溝辺町における母子寡婦福祉は、昭和三十九年七月に施行された母子及び寡婦福祉法により、国及び地方公共

団体は、母子家庭には児童が心身ともに健やかに育成され、その母は健康で文化的な生活が保障され、寡婦は、母子家庭の母に準ずるもので、国及び地方公共団体は、母子家庭又は寡婦の福祉の施策を講ずる責務を規定している。

一方、母子家庭の母及び寡婦は、自ら進んでその自立を図り、家庭生活の安定と向上に努めなければならないともある。

あまり実施されてきていないが、母子及び寡婦福祉法に基づく主な福祉事業は、福祉資金の貸付事業とその他で、貸し付け資金の原資は鹿児島県である。溝辺町には五十万円、一人十万円が限度となっている。

溝辺町母子寡婦福祉会の会長が県からの委嘱を受け貸し付け事務にあたっている。

溝辺町母子寡婦福祉会

昭和二十三年に母子会として発足し、現在では溝辺町母子寡婦福祉会として、更正自立と社会的地位の向上を目的に、健全な計画活動と実践を通して福祉向上に努力している。

溝辺町における会員資格者は、相当多い数が見込ま

れるが会員加入者は、近年三十数名で推移している。

歴代会長

年 度	会 長 名
初代 昭和二十三年～三十三年	平野マサエ
二代 昭和三十四年～四十五年	岩元マキエ
三代 昭和四十六年～五十二年	有村 カヨ
四代 昭和五十三年～五十九年	森田恵美子
五代 昭和六十年～平成四年	有村 カヨ
六代 平成五年～平成十年	末元ミツエ
七代 平成十一年～現在	住吉 隆子

二 民生委員

民生委員は、社会奉仕の精神をもって福祉に欠ける住民の保護指導にあたり、社会福祉の増進に努めることを任務とし、町内の区域ごとに置かれる。

民生委員は、知事の推薦によって、厚生労働大臣が委嘱することになっている、任期は三年である。

民生委員は、民生委員協議会を組織して、連絡やその他の任にあたる。

児童委員は、民生委員を兼務し、民生委員はすべて児童委員であるとされている。

平成六年から主任児童委員が設置されることにより、児童問題について専門的に指導することとなった。

平成十三年度の民生委員は第184表の通りである。

第184表 溝辺町民生・児童委員及び担当区一覧表

平成13年12月1日現在

番号	氏 名	歴	戸数	担 当 区	就任年月日
1	野元 勝子	3	58	竹山・竹山東・瀬間利・瀬竹自治公	10.12.1
2	重丸クニ子	3	112	中園・森園・中森園・上森園・切明・元切明・門田・中有川	10.12.1
3	川床 トモ	12	115	溝口・寺蔵・中石原・田畑・石原団地・現王・石原自治公	1.12.1
4	七枝 豊	1	156	大王・上石原・谷口・久保園・石原・松脇住宅・金割団地・上石原自治公	13.2.1
5	野間トキ子	3	63	丹生附・木場・新香・永尾自治公	10.12.1
6	桑迫 雅子	3	224	十文字全域・早岡・坂ノ上・池畑・今別府・川島・十文字団地・前原全域	10.12.1
7	藤澤 律子	6	172	極楽・祝儀園・計牛・計牛団地・前団地	7.12.1
8	田村美知子	5	100	栗下・宮脇・石井口	8.11.27
9	野村 茂	3	68	上宮原・下宮原・宮久・宮久自治公	10.12.1
10	別府 清臣	12	94	宮川内・野坂・平和・協和	1.12.1
11	大住 友代		120	桑迫・今向・荻迫・井手段・俵迫・三廻自治公	13.12.1
12	森 仙一	13	187	木佐貫・中野・陵北・高陵・上床団地・スカイパルス・陵北自治公	63.11.4
13	岩元 太郎		101	水尻東・中水尻・水尻西・横頭・修道院	13.12.1
14	今島 米子	3	99	北原・橋ノ口・鳥越原・房山・山陵・大川内岡	10.12.1
15	藤谷やよい	9	190	片馬場・内門・富士荘・石峰全域・昭和・木佐貫アパート・石峯自治公	4.12.1
16	重丸スミ子	3	375	鍋・麓原・セントラルマンション・原村団地・南国女子寮・空港通り	10.12.1
17	前田 富子		206	麓玉利全域・崎森玉利全域・大内田東南・玉利団地	13.12.1
18	精松 盛男		485	論地・陵南団地内・第2陵南団地・空港団地・南国殖産周辺・木屋原・栢場	13.12.1
19	鮫島 稔	6	222	新興・久保山・西原・馬立・榎原・霧ヶ丘・高尾・空港南タウン・光ヶ丘	7.12.1
20	楠木 哲雄	6	198	脇・笹峯・立岩・上桑ノ丸・下桑ノ丸・別府・自治公	7.12.1
主任児童委員					
加来 宗峯					
7	町内全域				6.1.1

三 国民年金

国民年金制度は、昭和三十六年四月発足以来四〇年余りが経過した。

これまで物価スライドや基礎年金の導入など幾多の改正により制度の充実が図られ、老後の生活に重要な役割を担っている。今日の少子高齢化の急速な進展や、長引く景気低迷による雇用・経済状況を反映し、若年層の未加入や未納者の増加など、国民年金を取り巻く環境は厳しくなってきた。

また、地方分権の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、保険料の徴収事務は、平成十四年四月から市町村から国に移行された。

今後は、未納や未加入者に対して、国民年金制度の意義や役割について、町民の理解を得るための取り組みが課題である。年度別年金受給者数の推移は第187表のとおりである。

溝辺町国民年金協会

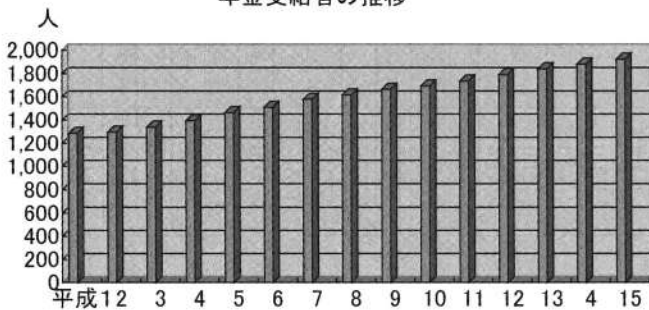
国民年金協会は、昭和四十四年十二月に発足し、以後数回の見直しのあと現在にいたってきた。

本協会は、被保険者と年金受給者の権利の養護、年金事務の円滑などをおもな目的とし、会員は、被保険者年金受給者・納付組織の長・国民年金員である。

組織は評議委員会を採用し、評議委員三〇人、理事五人、監事二人で構成、会長は議会議長の当て職である。

この国民年金協会も、地方分権の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、保険料の徴収事務が国の直轄となったため、概ねその目的を達成したこととなり、四〇余年の幕を閉じ、平成十四年三月二十五日解散した。

年金受給者の推移



第185表 年金受給者の年度別推移（拠出年金）

年度	人数	合計金額 (円)	老齢 人数	内 訳 金額 (千円)	障害 人数	内 訳 金額 (千円)	遺族 人数	内 訳 金額 (千円)
平成元	1,287	540,708,700	1,100	394,196	172	134,952	15	11,560
2	1,297	563,285,400	1,111	416,041	170	135,521	16	11,722
3	1,341	606,416,800	1,165	464,942	161	131,016	15	10,458
4	1,396	664,527,100	1,211	515,820	160	132,684	25	16,021
5	1,465	726,677,500	1,280	576,590	160	134,213	25	15,874
6	1,511	811,431,600	1,323	651,748	157	139,644	31	20,038
7	1,579	879,210,000	1,380	710,465	163	145,101	36	23,642
8	1,617	918,869,200	1,427	757,592	157	139,420	33	21,856
9	1,665	963,803,100	1,480	807,352	155	137,200	30	19,249
10	1,695	1,023,976,300	1,511	864,245	156	141,198	28	18,533
11	1,736	1,075,353,800	1,548	911,001	160	145,710	28	18,643
12	1,792	1,129,912,900	1,601	963,320	161	146,267	30	20,326
13	1,840	1,182,166,800	1,649	1,015,994	167	149,704	24	16,470
14	1,881	1,230,051,100	1,693	1,066,103	167	149,335	21	14,615
15	1,922	1,260,743,400	1,741	1,103,965	159	140,963	22	15,815

第186表 福祉年金受給者の推移

年度	人 数	金 額(円)
平成元	126	42,940,800
2	106	36,951,600
3	85	30,532,000
4	74	27,461,400
5	61	23,015,300
6	46	18,381,600
7	35	14,084,000
8	31	12,474,400
9	21	8,450,400
10	18	7,372,800
11	14	5,768,000
12	10	4,120,000
13	8	3,290,000
14	7	2,884,000
15	7	2,858,100

第187表 国民年金基礎資料

被保険者及び保険料収納額の年度別推移

区分 年度	3月末現在被保険者数			検認月数	検認額	検認率 (%)
	1号被保険者	3号	計			
平成元	1,700	640	2,340	16,791	135,270,640	95.1
2	1,603	646	2,249	15,726	132,877,690	96.4
3	1,538	648	2,186	14,795	136,507,130	95.4
4	1,428	662	2,090	13,734	136,283,290	94.9
5	1,349	674	2,023	12,922	136,038,400	96.1
6	1,349	688	2,037	12,356	137,463,870	92.2
7	1,313	695	2,008	11,734	137,509,980	94.2
8	1,261	703	1,964	11,331	139,317,890	94.5
9	1,271	680	1,951	11,097	141,826,740	95.0
10	1,289	686	1,975	11,090	147,169,700	94.1
11	1,290	707	1,997	10,856	148,957,600	93.5
12	1,252	706	1,958	10,621	140,722,820	96.8
13	1,311	704	2,015	10,854	143,970,270	94.9
14	1,364	711	2,075	9,048	8,313,200	76.4
15	1,381	710	2,091	8,558	126,896,250	74.2

保険料（平成14年度）

月払い 定額 13,300円
付加 13,700円

保険料（平成15年度）

月払い 定額 13,300円
付加 13,700円

1 2月前納

前定 156,770円（割引額 2,830円）
前付 161,480円（割引額 2,920円）

1 2月前納

前定 156,770円（割引額 2,830円）
前付 161,480円（割引額 2,920円）

6 月前納

前定 79,150円（割引額 650円）
前付 81,530円（割引額 670円）

6 月前納

前定 79,150円（割引額 650円）
前付 81,530円（割引額 670円）

四 児童福祉

児童福祉は、戦後間もない昭和二十二年に児童福祉法として制定され、その後幾たびかの改正がなされ、今日に至っているが、児童福祉の基本は、「すべての国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう修めなければならない。すべての児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」とある。少子化、児童の虐待など、今日における児童をとりまく環境は樂觀できるものではない。国及び市町村はもちろん、関係機関もその対策に一層の努力がなされてきた。

児童手当

児童手当は、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とする。

児童手当の受給者は、平成十一年六月以前は三歳の誕

生日前日までであったが、その後改正され、

第一子・二子は 月額五、〇〇〇円

第三子以降は 月額一〇、〇〇〇円

支給期間は 六歳になった年の最初の三月三十一日までとなっている。

改正後の受給者数の推移は次のとおりである。

年 度	人 数
平成十二年度	三五六人
平成十三年度	三六八人
平成十四年度	三七三人
平成十五年度	四〇二人

受給者数は、年々増加しているが、溝辺町は出生率及び社会増によるものが考えられる。

児童扶養手当

児童扶養手当は、父と生計を同じくしていない児童が、養育される家庭の生活の安定と、自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的で、昭和三十六年に制度化され、その後幾多の改正がなされ、現在に至っている。

受給家庭の要因すなわち、ひとり親家庭は、離婚・死別・未婚の母であつて、特に未婚の母は年々増加の傾向にある。

母子家庭の増加には、女性の社会進出と経済的自立、社会情勢の変化が起因しているものと思われる。

児童扶養手当受給者の推移

年 度	受給者数
平成 六年度	三三人
平成 七年度	三七人
平成 八年度	三二人
平成 九年度	三七人
平成 十年度	四〇人
平成 十一年度	四八人
平成 十二年度	五七人
平成 十三年度	六七人
平成 十四年度	七四人
平成 十五年度	七五人

五 老人福祉

老人福祉計画

老人福祉計画は平成二年六月、国は老人福祉法の改正において全市町村に対し、高齢者に関する保健福祉サービスの量の目標等を定める「老人福祉計画」の作成を義務付けた。

市町村老人保健福祉協議会は、住民にとって最も身近な行政機関である市町村が、地域のニーズと、将来必要とされるサービスの量を明らかにし、保健・福祉サービス提供体制を計画的に整備する計画を策定されたものである。

老人福祉の見直し

我が国の急速な高齢化を背景に、高齢者を取り巻く状況は大きく様変わりしてきており、特に介護などの問題は、老後の不安要因として社会的な問題となっている。

こうした状況を受け、高齢者をはじめ住民一人ひとりが住み慣れた家庭や地域で、生涯にわたって安心して生きいきと生活できるまちづくりの推進を目的として、平成十二年に老人福祉計画の見直し及び介護保険事業計画の策定を行った。

そして平成十二年四月に介護保険制度の導入となったが、社会保険方式や利用者と事業所の契約によるサービス提供など、それまでの福祉事業の考え方とは大きく異なっている。

介護保険制度の施行から三年が経過し、住民へも着実に浸透してきており、利用実績も年々伸びている。

介護保険制度においては、財務の均衡を図ることを目的として、三年ごとに保険料の見直しをすることとされており平成十二年及び平成十三年の実績を踏まえ、今後のサービス量や保険料を見込むことになった。本計画は溝辺町における介護保険制度の円滑な実施を目指し策定されたものである。

ゴールドプラン 21

「老人保健福祉計画」は、旧厚生省が平成元年に策定した「高齢者保健福祉推進十カ年戦略（いわゆるゴールドプラン）」を推進するため、平成二年六月老人福祉法の改正において、高齢者に対する保健福祉サービスの量の目標等に関する計画の作成を義務付けた。

「ゴールドプラン」の大きな特徴は、「市町村主義」・「福祉と保健の一元化」が挙げられ、その内容は

次のとおりである。

- ・ 市町村における在宅福祉の緊急整備
- ・ 「寝たきり老人ゼロ作戦」の展開
- ・ 在宅福祉充実のための「長寿社会福祉基金」設置
- ・ 施設の緊急整備
- ・ 高齢者の生きがい対策の推進
- ・ 高齢者科学研究十カ年事業
- ・ 高齢者のための総合的な福祉施設の整備

計画策定委員会

溝辺町老人保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定するにあたり、医療・保健・福祉の専門家及び関係各機関の代表者、公募による被保険者の代表、総数二〇名による作成委員会を設置し、審議・検討を進めてきた。

平成十五年二月十四日、溝辺町老人保健福祉計画介護保険事業計画作成委員会が開催された。

老人保健福祉計画

介護保険事業計画

とも作成が決定した。

本計画の基本理念及び目標は第9図のとおりである。

第9図

基本理念

人と自然が調和した豊かで活力のある増健のまちづくり

基本目標

健康増進のまちづくり

地域で支える福祉社会のまちづくり

施策の目標・展開

健康増進のまちづくり

第1節
介護予防の推進

第2節
高齢者介護対策

第3節
健康づくり事業

地域で支える福祉社会
のまちづくり

第1節
事業体制の整備

第2節
高齢者の権利擁護

第3節
独居高齢者等を見守る
ネットワークの構築

第4節
福祉団体等の支援体制

第5節
生活環境の整備

第6節
老人クラブ活動
の重要性

第7節
趣味講座・スポーツ
活動の推進

“あんしん”を支える
基盤整備と事業の推進

第1節
保健サービスの目標

第2節
福祉サービスの目標

第3節
介護保険対象
サービスの目標

第4節
施設整備

第5節
介護保険事業費の見込

第6節
制度の円滑な運営
と質的向上

長寿者

日本の平均寿命も延び、全国的にも高齢者時代にあるなか、溝辺町においても長寿者は年々増加し、平成十五年には九〇歳以上は七〇名を超え、今後も増えている傾向にある。

昭和四十年七月十日発行の広報みぞべによる、溝辺町のなが生きベスト七人は、次の方々である。

森田キク 九〇歳 中森園
田方チヨ 九〇歳 下宮原
樋口ミキ 九〇歳 宮川内
新村喜太郎 九〇歳 石井口
丹生附スヘ 九二歳 寺蔵
横山助八 九三歳 切門
今別府イト 九五歳 祝儀園

平成元年から九五歳以上の長寿者は次のとおりである。資料は毎年九月一日現在の「健康いきいきシルバーム簿」による。

年度 自治会 氏名 生年月日 年齢
平成元年

中水尻 岩元 テイ 明治二三・七・十九 九九歳
中水尻 岩元 ケサ 明治二七・三・十 九五歳
計牛 久保田庄助 明治二七・三・十五 九五歳
宮川内 剥岩 トモ 明治二七・九・二 九五歳

平成二年

計牛 久保田庄助 明治二七・三・十五 九六歳
宮川内 剥岩 トモ 明治二七・九・二 九六歳
寺蔵 津曲スセキ 明治二八・二・十二 九五歳
大内田 馬場ヨ子マツ 明治二八・二・十五 九五歳
フラワーホーム

平成三年

大川 チカ 明治二八・四・一 九五歳
池上 ハル 明治二八・七・二 九五歳
栗下
フラワーホーム
津曲スセキ 明治二八・二・十二 九六歳
大内田 馬場ヨ子マツ 明治二八・二・十五 九六歳
フラワーホーム

大川 チカ 明治二八・四・一 九六歳

栗下 池上 ハル 明治二八・七・二 九六歳
 門田 野間アオイ 明治二八・十二・二五 九五歳

龍永利 徳永 フデ 明治三二・五・十九 九五歳
 中馬 イサ 明治三十・八・五 九五歳

平成四年

フラワーホーム

津曲スセキク 明治二八・二・十二 九七歳

大内田 馬場ヨ子マツ 明治二八・二・十五 九七歳

栗下 池上 ハル 明治二八・七・二 九七歳

門田 野間アオイ 明治二八・十二・二五 九六歳

横頭 満塩スエキク 明治三十・八・五 九五歳

平成五年

フラワーホーム

津曲スセキク 明治二八・二・十二 九八歳

栗下 池上 ハル 明治二八・七・二 九八歳

門田 野間アオイ 明治二八・十二・二五 九七歳

横頭 満塩スエキク 明治三十・八・五 九六歳

平成六年

フラワーホーム

津曲スセキク 明治二八・二・十二 九九歳

門田 野間アオイ 明治二八・十二・二五 九八歳

フラワーホーム

フラワーホーム

竹ノ内栄吉 明治三二・二・十 九六歳

フラワーホーム

徳永 フデ 明治三二・五・十九 九六歳

久保山 石原 エダ 明治三二・十・十 九五歳

水尻 稲満シヲミツ 明治三二・五・十九 九五歳

龍永利 西溜 ケサ 明治三三・三・十五 九五歳

池畑 内山 フイ 明治三三・七・一 九五歳

平成八年

門田 野間アオイ 明治二八・十二・二五 百歳

フラワーホーム

竹ノ内栄吉 明治三二・二・十 九七歳

フラワーホーム

徳永 フデ 明治三二・五・十九 九七歳

水尻 稲満シヲミツ 明治三二・五・十九 九六歳

龍永利 西溜 ケサ 明治三三・三・十五 九六歳

平成九年

フラワーホーム

竹ノ内栄吉 明治三二・二・十 九八歳

フラワーホーム

徳永 フデ 明治三二・五・十九 九八歳

水尻 稲満シヲミツ 明治三二・五・十九 九七歳

麓玉利 西溜 ケサ 明治三三・三・十五 九七歳

栗下 清藤キクノ 明治三四・六・十 九六歳

上石峯 鳥丸 功夫 明治三四・七・三一 九六歳

野坂 津曲 義清 明治三四・八・二五 九六歳

フラワーホーム

日高 テル 明治三五・二・十八 九五歳

崎森玉利 塩入清盛 明治三五・五・一 九五歳

フラワーホーム

南原 シマ 明治三五・五・二九 九五歳

平成十年

栗下 清藤キクノ 明治三四・六・十 九七歳

上石峯 鳥丸 功夫 明治三四・七・三一 九七歳
野坂 津曲 義清 明治三四・八・二五 九七歳
フラワーホーム

日高 テル 明治三五・二・十八 九六歳

崎森玉利 塩入清盛 明治三五・五・一 九六歳

フラワーホーム

南原 シマ 明治三五・五・二九 九六歳

フラワーホーム

重森 末吉 明治三六・二・十 九五歳

中石峯 森 ヒモ 明治三六・四・十 九五歳

今別府 宗像 コオ 明治三六・八・十 九五歳

平成十一年

栗下 清藤キクノ 明治三四・六・十 九八歳

野坂 津曲義清 明治三四・八・二五 九八歳

崎森玉利 塩入清盛 明治三五・五・一 九七歳

フラワーホーム

南原 シマ 明治三五・五・二九 九七歳

フラワーホーム

重森 末吉 明治三六・二・十 九六歳

今別府 宗像 コオ 明治三六・八・十 九六歳

フラワーホーム

桑田 ミツ 明治三六・一二・六 九五歳

上石峯 山本 継甫 明治三七・一・二二 九五歳

平成十二年

野坂 津曲 義清 明治三四・八・二五 九九歳

今別府 宗像 コオ 明治三六・八・十 九七歳

上石峯 山本 継甫 明治三七・一・二二 九六歳

龍玉利 中馬 ミカ 明治三八・三・一 九五歳

馬立 坂口 ノブ 明治三八・八・十九 九五歳

平成十三年

今別府 宗像 コオ 明治三六・八・十 九八歳

新興 田邊 ワイ 明治三六・十・二十 九七歳

上石峯 山本 継甫 明治三七・一・二二 九七歳

龍玉利 中馬 ミカ 明治三八・三・一 九六歳

馬立 坂口 ノブ 明治三八・八・十九 九六歳

森園 山村 登蔵 明治三九・一・二五 九五歳

下桑ノ丸 下小牧アイ 明治三九・三・十一 九五歳

フラワーホーム

有村 鐵弥 明治三九・三・十一 九五歳

フラワーホーム

平成十四年

中久保フミ 明治三九・七・二三 九五歳

今別府 宗像 コオ 明治三六・八・十 九九歳

新興 田邊 ワイ 明治三六・十・二十 九八歳

上石峯 山本 継甫 明治三七・一・二二 九八歳

龍玉利 中馬 ミカ 明治三八・三・一 九七歳

森園 山村 登蔵 明治三九・一・二五 九六歳

下桑ノ丸 下小牧アイ 明治三九・三・十一 九六歳

玉利自治公 村上 満 明治三九・十・十七 九五歳

フラワーホーム

丹生附兼彦 明治四十・三・十五 九五歳

フラワーホーム

瀬戸口セイ 明治四十・三・二三 九五歳

井手段 荻迫 義雄 明治四十・三・二九 九五歳

平成十五年

今別府 宗像 コオ 明治三六・八・十 百歳

新興 田邊 ワイ 明治三六・十・二十 九九歳

上石峯 山本 継甫 明治三七・一・二二 九九歳

龍玉利 中馬 ミカ 明治三八・三・一 九八歳

下桑ノ丸 下小牧アイ 明治三九・三・十一 九七歳

玉利自治公 村上 満 明治三九・十・十七 九六歳

フラワーホーム

フラワーホーム

丹生附兼彦 明治四十・三・十五 九七歳

丹生附兼彦 明治四十・三・十五 九六歳

フラワーホーム

フラワーホーム

瀬戸ロセイ 明治四十・三・二三 九七歳

井手段 荻迫 義雄 明治四十・三・二九 九六歳

極楽 岩切フヂノ 明治四十・九・二 九六歳

中園 重丸 安夫 明治四一・六・二五 九五歳

上桑ノ丸 西山セキ 明治四一・四・十 九六歳

中石原 加来 貞信 明治四十・十・十六 九五歳

中園 重丸 安夫 明治四一・六・二五 九六歳

中石原 小山 ウメ 明治四一・六・十五 九五歳

原村団地 益満ミカ 明治四一・十一・二三 九五歳

フラワーホーム

上桑ノ丸 末永シゲ 明治四二・一・二五 九五歳

岩元 キク 明治四一・六・二八 九五歳

今別府 花堂フミエ 明治四二・二・五 九五歳

上桑ノ丸 西山セキ 明治四一・四・十 九五歳

中十文字 壹岐千尋 明治四二・二・二五 九五歳

立岩 三好 ミツ 明治四二・四・二六 九五歳

敬老祝い金

平成十六年

敬老祝い金

今別府 宗像 コオ 明治三六・八・十 百一歳

昭和四十五年に制定された溝辺町敬老年金は、米寿を

新興 田邊 ワイ 明治三六・十・二十 百歳

祝し八八歳以上の方に一律一万五千円を、百歳以上は五

上石峯 山本 継甫 明治三七・一・二二 百歳

万円が支給されていた。

麓玉利東 中馬 ミカ 明治三八・三・一 九九歳

平成十三年度から、年金制度から敬老祝い金制度に改

森園 山村 登藏 明治三九・一・二五 九八歳

められ、一年以上町内に住む次に掲げる年齢の者に敬老

玉利自治公 村上 満 明治三九・十・十七 九七歳

祝い金が支給されることになった。

満八八歳 二万円

満九〇歳 二万五千元

満九五歳 三万円

満百歳以上 五万円

なお、平成十六年までに満百歳になられた方は次の方である。

平成 八年 下有川切門自治公民館 門田 野間アオイ

平成十五年 曾我自治公民館 今別府 宗像 コオ

平成十五年 西原自治公民館 新興 田邊 ワイ

平成十六年 石峯自治公民館 上石峯 山本 継甫

六 老人クラブ

老人クラブは、昭和三十八年八月老人福祉法の制定により、老人の生きがい対策の一環として、昭和三十年前半から昭和四十年前半に、町内全域にわたって各地域に老人クラブの結成がなされ一六のクラブが誕生した。

その後も順次各地区にも結成され、一九クラブとなった。

平成になってから論地玉利老人クラブが、論地と玉利

に分離し、崎森老人クラブが西原と改名、現在二〇の老人クラブが活動している。

老人クラブは、社会奉仕活動・教養講座の開催・スポーツ活動などの活動を行い、「健康」・「友愛」・「奉仕」を展開している。

主な具体的活動として

いきいきシルバースポーツ大会

リサイクル活動

高齢者の交通安全活動

敬老ゲートボール大会

桜島大根（野菜）品評会

老人芸能大会

敬老囲碁大会

友愛訪問活動

花いっぱい運動

社会奉仕の日における地域の美化作業

子どもとのふれあい活動 等

しかし、老人クラブの加入者も年々少なくなり、魅力あるクラブづくりに、以前からあった野菜品評会や、芸能大会を開催したり、住みよい環境づくりに取り組み、

期待される老人クラブづくりに、努力がなされている。
溝辺町老人クラブ連合会歴代会長

初代	二見 源吾	二代	松山 績
三代	最勝寺良直	四代	岩元 時義
五代	今吉 進	六代	末重 忠男
七代	佐藤 幹夫	八代	野間 勝實
九代	岩元 秀則		

七 シルバー人材センター

設立までの経過

我が国の高齢化は、世界的に類を見ない超高齢者国といわれているように、年々少子高齢化社会が進む中で、溝辺町も平成七年十一月末現在の総人口八、五〇九人に對し六〇歳以上の方は二、〇一八人（男 八九〇人、女 一、一二八人）、高齢化率は二三・七％となり、町民の四人に一人が六〇歳以上となるが、農業の町として農繁期等の労働力不足など深刻な問題となっている。

一方、高齢化社会の進展に伴い、職業引退者等の中にも、体力・能力等の面から常用雇用でなくても、何らか

の就業を通じて自分のこれまで培った能力を活用し、追加的な収入を得るとともに、自らの生きがいの充実や、社会参加を希望する高齢者が増加しつつある。

他方、地域社会においては、核家族化の進行や共働き世帯の増加等により、地域住民の日常生活に関連した臨時的、短期的な仕事も増加しつつある。

このような地域社会に密着した多様な仕事で、一般の職業紹介になじみ難いものを組織的に把握し、高齢者に提供する新しい就業形態を確立し、就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することが必要である。

このような状況のもとに、溝辺町の施策として、地域の働く意欲のある健康な高齢者の相互関係を基礎に自主的組織として、「シルバー人材センター」の設立を目指して準備が進められ、自治公民館をはじめ、各種機関団体の協力のもと、平成八年四月二十三日に「溝辺町シルバー人材センター」として発足した。

当時の設立発起人は次のとおり

有村久行 森田峯一 今島 光 佐藤幹雄
長野 久 横山秀行 中玉利幸夫 池澤 實

第188表 歴 代 役 員

年 度	(平成8年度)		(平成9年度～ 平成10年度)		(平成11年度～ 平成12年度)	
役 職 名	氏 名	備 考	氏 名	備 考	氏 名	備 考
理 事 長	有村 久行	町助役	岩元 勝芳	町長	岩元 勝芳	町長
常任理事	今島 光	事務局長	有村 久行	町助役	有村 久行	町助役
理 事	岩下 奎吾	町総務課長	今島 光	事務局長	今島 光	事務局長
理 事	森田 峯一	保健福祉課長	岩下 奎吾	町総務課長	岩下 奎吾	町総務課長
理 事	佐藤 幹男	町老人会長	長野 久	自公連会長	横山 秀行	有川
理 事	長野 久	自公連会長	横山 秀行	有川	西野 豊治	竹子
理 事	横山 秀行	有川	西野 豊治	竹子	重森 道雄	麓
理 事	中玉利幸夫	三縄	中玉利幸夫	三縄	満塩 郁夫	麓
理 事	池澤 實	麓	重森 道雄	麓	徳重 貞則	麓
理 事	満塩 郁夫	麓	満塩 郁夫	麓	中馬 秋雄	麓
理 事	徳重 貞則	麓	徳重 貞則	麓	岩元 典男	崎森
理 事	岩元 典男	崎森	岩元 典男	崎森	小原トヨ子	崎森
監 事	重丸 紘美	町収入役	重丸 紘美	町収入役	重丸 紘美	町収入役
監 事	中馬 秋雄	麓	中馬 秋雄	麓	長野 久	竹子

(平成13年度～ 平成14年度)		(平成15年度～ 平成16年度)	
氏 名	備 考	氏 名	備 考
岩元 勝芳	町長	有村 久行	町長
有村 久行	町助役	重丸 紘美	町助役
今島 光	事務局長	今吉 幸司	事務局長
岩下 奎吾	町総務課長	今島 光	麓
重森 道雄	麓	中馬 秋雄	麓
満塩 郁夫	麓	小原トヨ子	崎森
徳重 貞則	麓	白石 榮	有川
中馬 秋雄	麓	満塩 績	麓
小原トヨ子	崎森	八反田説應	竹子
白石 榮	有川	今村 論	三縄
岩元 安夫	竹子	福永 則夫	麓
満塩 績	麓	大坪 求	麓
重丸 紘美	町収入役	岩下 奎吾	町収入役
長野 久	竹子	長野 久	竹子

満塩郁夫 徳重貞則 岩元典男

設立後の経過

設立後は「自主・自立・共働・共助」を基本理念に定め、地域社会に開かれた団体として、地域住民及び地域諸団体等の協力を得ながら高齢退職者等の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業の機会を確保し、これを組織的に提供することにより、高齢者の福祉の増進に資し、もって活力ある地域社会づくりをめざして活動が続けてきた結果、国の定める法人化・補助対象基準を満たしたため、法人化組織にすべく認可申請し、平成九年三月二十一日「社団法人溝辺町シルバー人材センター」として認可された。

同年四月からその事業運営成果が認められ、国庫補助交付団体となり、地域高齢退職者等の就業に関する各種事業を総合的に行っている。これまでの事業の公益的・公共的性格を名実共に明確化するとともに、団体の法的安定を確保し、さらにこのことを通じて、国の施策との接合を果たしながら、地域の貴重な労働力として、また、高齢化社会の中で福祉施策など年々進展が続けているが、今後においてもシルバー人材センターの果たす

役割は益々重要になってくるものと思われる。

第189表 年度別会員数

年 度	会員数（人）		合 計 （人）
	男	女	
平成8年度	70	99	169
平成9年度	79	107	186
平成10年度	78	106	184
平成11年度	83	103	186
平成12年度	86	102	188
平成13年度	74	102	176
平成14年度	79	98	177
平成15年度	80	105	185

第190表 年度別事業実績

年 度	受注件数 (件)	契 約 金 額 (円)		
		公共事業	民間事業	合 計
平成8年度	329	14,412,612	21,424,362	35,836,974
平成9年度	538	20,371,061	37,178,670	57,549,731
平成10年度	568	20,120,551	44,843,196	64,963,747
平成11年度	705	25,190,760	50,577,768	75,768,528
平成12年度	738	21,286,510	53,041,484	74,327,994
平成13年度	729	19,883,131	54,217,435	74,100,566
平成14年度	694	23,680,642	55,384,614	79,065,256
平成15年度	798	25,311,634	54,273,099	79,584,733



第二章 医療・保健

一 疾病の状況と国民健康保険

溝辺町における住民の健康度を知らするために、住民の約四八%が加入している国民健康保険制度を見ることにしよう。

国民健康保険の疾病分類別医療費等は、その状況表で知ることができる。(第191表参照)

平成十四年度の疾病分類別医療費の状況表から疾病と医療をみると、件数、医療費ともに循環器系の疾患が第一位で、件数では消化器系の疾患が第二位、第三位に、眼及び附属器の疾患と続き、医療費は、第二位に精神及び行動の障害、第三位に尿路性器系の疾患となっている。特に医療費については循環器系、尿路器系が多い原因として、美食肥満に運動不足が原因と考えられ、糖尿病、これによる前立腺肥大、人工透析などによるものではないかと推察される。

国民健康保険の医療費

医療費の状況は別表(第192表)のとおりである。

この表からみると、世帯数は若干増加しているが、被保険者数の増減はあまりない。

平成元年度からすると、平成十二年度の医療費は一人あたり一七万九千円増加しており、年々増加傾向にある。

健康保険の受益者負担 (保険税率の推移)

自分の健康は自分で守る。これが基本である。

しかし、いつ、どこでどんな病気、ケガが発生するか分からない。これらの医療費の負担は相互扶助の原則により、健康保険税として受益者が負担している。

溝辺町における健康保険税の「保険税率」の推移は、別表(第194表)のとおりとなっている。

資料からみると応益割については、始良地区では一番低率であり、応益割では二番目に低い。

第191表 疾病分類別医療費状況

区 分	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
分類 番号	件数	点数	件数	点数	件数	点数	件数	点数
1 感染症及び新生児	78	184,832	81	238,843	105	610,768	102	436,326
2 新 生 物	55	904,797	68	1,345,673	63	676,707	49	706,463
3 血液及び造血系の疾患並びに免疫系の障害	13	74,708	13	50,378	11	50,381	13	48,940
4 内分泌・栄養及び代謝疾患	122	398,144	128	388,515	145	467,578	148	465,999
5 精神及び行動の障害	74	743,183	70	724,004	66	610,743	66	812,410
6 神経系の疾患	37	161,903	34	167,136	40	288,096	39	278,339
7 眼及び付属器の疾患	182	254,810	180	287,695	179	129,746	228	196,106
8 耳及び乳突突起の疾患	39	35,912	33	30,251	39	78,285	39	44,378
9 循環器系の疾患	466	1,374,990	515	2,050,615	541	1,825,693	594	2,090,528
10 呼吸器系の疾患	216	337,663	192	431,140	235	492,602	224	515,458
11 消化器系の疾患	369	944,800	380	908,754	374	1,032,928	411	1,136,406
12 皮膚及び皮下組織の疾患	89	58,896	81	107,311	92	86,714	89	67,301
13 筋骨格系及び結合組織の疾患	242	423,847	278	550,110	266	670,167	277	516,233
14 泌尿生殖器系の疾患	83	778,200	88	741,404	78	592,919	92	1,020,704
15 妊娠・分娩及び産じょうく	7	15,048	6	9,113	8	14,402	2	639
16 周産期に発生した病態	2	4,028	2	940	0	0	6	235,124
17 先天畸形・変形及び染色体異常	2	20,233	0	0	2	2,698	3	4,908
18 その他（先天性異常を除く）	31	40,615	36	94,793	32	51,416	30	85,797
19 損傷・中毒及びその他の外国の影響	89	272,565	90	272,149	77	297,542	76	285,048
合 計	2,226	7,029,174	2,275	8,449,824	2,353	7,979,985	2,488	8,947,167
					2,577	9,337,509	2,794	8,724,139
							2,815	8,750,254
							2,861	8,297,126

第192表 国民健康保険医療費の状況

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
世帯数	1,485	1,417	1,402	1,384	1,383	1,379	1,400	1,408
被保険者数	3,906	3,714	3,597	3,496	3,401	3,342	3,307	3,259
うち一般	3,185	2,962	2,840	2,724	2,624	2,514	2,434	2,346
うち老人	565	591	593	603	596	636	661	700
うち退職	156	161	164	169	181	192	212	213
医療費(千円)	656,962	688,394	695,574	773,748	802,136	874,306	899,597	1,016,320
一人当たり医療費	168,193	185,651	193,376	221,324	235,853	261,612	272,028	311,851
入院院外(件数)	785	726	708	707	716	704	678	725
入院外(件数)	17,095	15,794	15,651	14,960	14,491	14,575	14,385	14,294
歯科(件数)	2,564	2,576	2,697	2,517	2,260	2,103	2,156	2,087
調剤(件数)	2,011	1,960	2,028	2,028	1,910	1,877	1,881	2,119

	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
世帯数	1,432	1,452	2,498	1,547	1,579	1,620	1,646
被保険者数	3,262	3,268	3,296	3,349	3,357	3,416	3,441
うち一般	2,294	2,254	2,242	2,224	2,176	2,170	2,162
うち老人	743	782	815	864	924	958	954
うち退職	225	232	239	261	257	287	325
医療費(千円)	1,044,039	1,129,208	1,153,934	1,105,734	1,197,201	1,199,514	1,275,176
一人当たり医療費	320,061	345,535	350,102	330,169	356,629	347,283	370,583
入院院外(件数)	761	669	672	687	667	624	614
入院外(件数)	14,067	14,207	14,117	14,358	14,406	13,641	15,984
歯科(件数)	1,892	2,061	1,992	1,872	1,821	1,683	1,936
調剤(件数)	2,472	2,762	3,169	3,649	4,814	6,699	8,202

第193表 老人医療費の状況

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
老人 数(人)				909	938	953	966	1,000
老人医療給付金	263,475	310,119	309,499	349,322	534,139	617,647	652,109	753,356
一人当たり医療費	468,817	524,737	521,921	580,270	584,397	648,108	675,061	753,356
入院 院(件)	930	1,034	1,012	996	1,077	1,173		1,250
入院 院外(件)	8,109	8,753	9,001	9,240	9,983	10,263		13,445
入院 院外(件)	304	339	379	438	448	415		568
老人 数(人)	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	
老人医療給付金	1,041	1,088	1,129	1,173	1,229	1,275	1,228	
一人当たり医療費	792,367	907,160	956,512	851,330	924,654	962,666	973,331	
入院 院(件)	761,159	833,787	847,220	725,772	752,363	732,174	755,285	
入院 院外(件)	1,244	1,271	1,229	1,090	1,146	1,179	1,209	
入院 院外(件)	14,649	16,555	18,222	20,004	22,195	27,233	30,370	
入院 院外(件)	555	637	695	776	723	878	804	

第194表 溝辺町における保険料率の推移状況

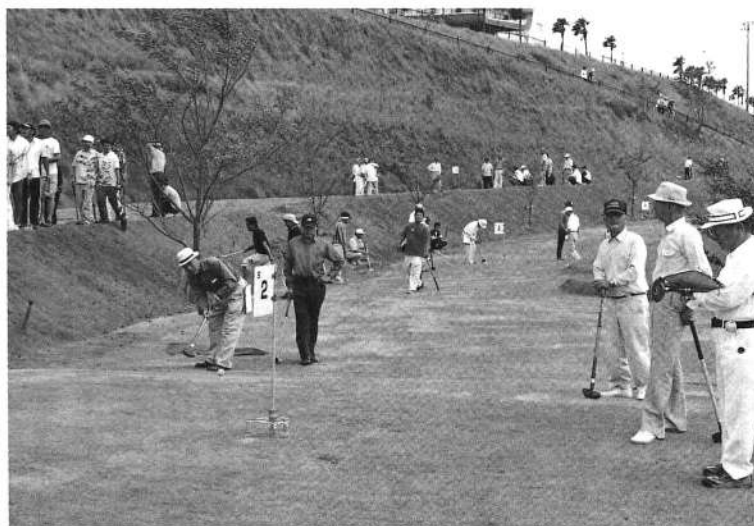
区 分 年 度	応 能 割		応 益 割		備 考
	所得割	資産割	均等割	平等割	
平成 2年度	6.4%	54%	14.000	16.000	
平成 5年度	6.4%	49%	15.000	17.000	
平成 7年度	6.4%	40%	17.000	19.000	
平成 9年度	6.4%	31%	19.000	21.000	
平成11年度	6.4%	25%	22.000	24.000	

参考

平成14年度における始良地区(国分市を含む)の
平均値はおおむね次のとおりとなっている。

第195表

応 能 割		応 益 割	
所得割	資産割	均等割	平等割
8.0%	46%	24.280	25.380



老人保健制度の改革

老人保健のことについては、老人保健法について述べてみる。

日本の法律にカタカナ文字が採用されたのは、この法律が初めてであったと思われる。

例として、老人ホーム デイサービスセンター 老人福祉センター レクリエーション 老人クラブなどがある。日本国としては、法律用語の改革の始まりではなからうか。

昭和五十八年老人保健法施行前における老人保健医療対策の中心は、老人医療支給制度、いわゆる医療費の無料化制度だった。

この制度は、昭和四十八年から一〇年間続いたが、老人の疾病は慢性の経過をたどるものが多く、自己負担も多額に達する場合が多いため、老人が安心して治療を受けられるよう保証するものであった。

しかし、①無料化が老人医療費の急増を招いた。②治療に偏り、健康づくり等の予防対策が手薄であった。③各医療保険制度間に老人の加入割合のばらつきによる負担の不均衡があるなど問題点が明らかになった。

このような背景のもと、昭和五十八年に高齢化社会の到来に備え、国民の自助と連携の精神に立つて疾病予防や健康づくりを含む総合的な老人保健医療対策を推進し、老人医療費を国民皆で公平に負担することを目的とした老人保健制度が施行された。

その後、幾多の問題点を解消するためその都度制度改正がなされ、直近では平成十四年十月からの改正による、対象年齢が七五歳に引き上げられる等の一部改正により今日の老人保健制度となっている。

老人医療費の状況は第193表のとおりである。

介護保険の改革

急速な高齢化の進展に伴い、特に七五歳以上の後期高齢者の増加によって、介護を必要とする寝たきりや痴呆の高齢者が増加しており、今後も更に増大することが見込まれている。

また、介護の重度化や期間の長期化が進んでおり、一方では介護を行う家族の高齢化や核家族化による高齢者との同居率の低下など、家族による介護では十分な対応が困難となってきた。

高齢者に対する公的保健福祉施策は、これまで老人福祉法及び老人保健法を中心に構築されてきた。しかしながら両制度とも高齢者の急速な進展に伴い、特に老人医療費が増嵩するとともに、その費用を負担医療費各保険者の老人加入率のばらつきにより偏りが生じる結果となった。このように、基本となる制度が分立していたため、サービスの利用方法、費用負担等の面において不適合が生じることとなった。

このような中、介護問題が社会全体の老後生活は最大の不安要因となっており、介護を必要とする状態になっても自立した生活を送ることができるよう、縦割りの制度を再編成した。利用者の選択により民間業者を含む多様なサービス事業者から、保健・医療・福祉にわたる介護サービスが総合的に提供されるサービス体系を確立することなどを目的とし、相互扶助の考え方に基づいて、今後増大が見込まれる介護費用を給付と負担の関係を明確にし、国民の理解を得ながら安定的にまかなっていく仕組みとして、社会保険方式を採用した介護保険法が平成十二年四月から施行実施された。

介護保険の状況

溝辺町における介護保険の状況は第197表のとおりであるが、保険料基準額は月額二、八〇〇円から見直しの結果、平成十五年からは四、一〇〇円となった。

理由として考えられることは、当初の計画見込みより、その利用が多く、予測より実績が上回ったことによるものである。

実際の保険料は、保険料基準額にその人の所得に応じた五段階の保険料により増減される。

この結果、過去三年間の赤字を埋めるため県財政安定基金から借り入れ、平成十五年度から分割償還することとなった。

償還に関しては原則三年となっているが、今回は平成十五年度から特例により九年間での償還となる。

介護保険における従前の計画目標と利用実績の推移は第196表のとおりである。

第196表 介護保険における従前の計画目標と利用実績の推移

(1) 介護老人福祉施設

年 度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
利用実績	49	53	53	47
従前計画	48	48	48	56
実績比較	102.1%	110.4%	110.4%	83.9%

(2) 介護老人保健施設

年 度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
利用実績	12	14	15	13
従前計画	12	11	10	16
実績比較	100.0%	127.3%	150.0%	81.3%

(3) 介護療養型医療施設

年 度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
利用実績	14	15	17	16
従前計画	13	13	13	17
実績比較	107.7%	115.4%	130.8%	94.1%

(4) 居宅サービス(訪問介護)

年 度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
利用実績	2,822	5,534	5,486	6,705
従前計画	2,879	2,966	3,047	6,580
実績比較	98.0%	186.6%	180.0%	101.9%

(5) 居宅サービス(訪問入浴介護)

年 度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
利用実績	298	429	414	282
従前計画	152	156	160	429
実績比較	196.1%	270.0%	258.8%	65.7%

(6) 訪問看護

年 度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
利用実績	401	643	874	496
従前計画	118	122	125	643
実績比較	339.8%	527.0%	702.4%	77.1%

(7) 訪問リハビリテーション

年 度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
利用実績	91	158	268	210
従前計画	201	207	213	158
実績比較	45.3%	76.30%	123.9%	132.9%

第4部 住民福祉編

(8) 通所介護

年 度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
利用実績	4,322	4,842	4,841	5,863
従前計画	4,930	5,155	5,368	4,842
実績比較	98.0%	93.9%	90.2%	121.1%

(9) 通所リハビリテーション

年 度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
利用実績	6,990	7,830	8,397	9,311
従前計画	4,671	4,898	5,112	7,830
実績比較	149.6%	159.9%	164.3%	144.0%

(10) 短期入所サービス

年 度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
利用実績	517	501	510	1,038
従前計画	424	440	458	501
実績比較	121.9%	113.9%	268.3%	207.2%

(11) 居宅療養型管理指導

年 度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
利用実績	17	19	13	12
従前計画	26	26	26	19
実績比較	65.4%	73.1%	50.0%	%

(12) 福祉用具の貸与

年 度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
利用実績	132	363	518	636
従前計画	672	672	672	672
実績比較	19.6%	54.0%	77.1%	94.6%

(13) 居宅介護支援（ケアプラン作成）作成

年 度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
利用実績	2,109	2,391	2,345	2,468
従前計画				2,640
実績比較	%	%	%	93.5%

(14) 痴呆対応型協同生活介護（グループホーム）

年 度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
利用実績	2	2	2	3
従前計画				3
実績比較	%	%	%	100%

第197表 介護保険の状況

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
第1号被保険者世帯数	1,214	1,247	1,272	1,290
第1号被保険者数	1,720	1,778	1,830	1,870
うち所得段階第1段階	18	19	20	22
うち所得段階第2段階	950	1,026	1,058	1,109
うち所得段階第3段階	515	518	525	515
うち所得段階第4段階	172	159	152	128
うち所得段階第5段階	65	56	75	96
要介護認定者数	333	337	323	349
うち要支援	96	104	98	102
うち要介護1	107	100	98	117
うち要介護2	44	40	38	33
うち要介護3	22	26	26	36
うち要介護4	30	29	27	28
うち要介護5	34	38	36	33
在宅サービス受給者数(月平均)	192.5	201.9	193.3	208.5
施設サービス受給者数(月平均)	73.2	81.6	84.5	77.7
うち老人福祉施設	48.0	52.4	52.7	47.8
うち老人保健施設	11.9	14.6	14.7	12.9
うち療養型医療施設	13.3	14.6	17.1	17
介護給付費	370,902,000	450,739,000	468,443,000	460,242,643
うち在宅サービス分	88,579,000	114,798,000	125,599,000	143,318,970
一人当たり在宅サービス分	460,151	568,588	649,762	687,381
うち施設サービス分	262,372,000	310,071,000	319,840,000	290,753,827
一人当たり在宅サービス分	3,587,317	3,799,890	3,785,089	3,742,005
うちその他のサービス分	19,951,000	25,870,000	23,004,000	19,106,800
第1号被保険者保険料基準額	2,800			
	4,100			

二 保健施策

昭和五十八年に施行された老人保健法による老人保健事業と、老人医療の給付を行うようになって現在に至っている。

このほか一般保健事業としては、母子保健・一般的な栄養指導業務などは、平成九年四月「地域保健法」の施行により、県から市町村に業務委譲された。

老人保健法による健康診査

基本健康診査の対象者は四〇歳以上であるが、その受診状況は次のとおりである。(第198表)

八〇二〇運動

(八〇歳まで二〇本の歯を残そう)

基本健診と同時に歯科健診を実施、平成五年から平成十五年までに実施した年齢別の本数平均は、第199表のとおりである。当然であるが年齢が高くなるにつれ

第198表 健康診査の受診率

区分	平成13年度		平成14年度		平成15年度	
	対象者	受診率	対象者	受診率	対象者	受診率
基本検診	3,069	21.9	2,989	21.7	3,085	17.93
子宮がん	2,457	10.7	2,305	9.0	2,399	9.62
胃がん	3,830	12.1	3,603	10.9	3,733	10.5
乳がん	2,538	10.4	—	—	2,545	9.59
肺がん	3,846	10.2	3,714	10.5	3,852	8.70
大腸がん	3,905	10.6	3,720	9.3	3,878	8.61
腹部超音波	3,754	13.6	3,731	12.2	3,836	11.26

※加齢とともに一人平均の本数が減ってきている。

第199表 年齢別歯の本数平均表(平成5～15年度実施分)

	受診者数	歯の本数	一人平均歯の本数
40～44歳	52	1,277	24.56
45～49歳	69	1,573	22.80
50～54歳	92	1,937	21.05
55～59歳	127	2,061	16.23
60～64歳	233	2,893	12.42
65～69歳	274	2,593	9.46
70～74歳	252	1,831	7.27
75～79歳	136	529	3.89
80歳以上	67	256	3.82
合計	1,302	14,950	11.48

一人平均の本数が減少している。

母子健康診査 歯科健康診査等

妊婦健診は県内各医療機関に委託しているが、少子化・育児不安・子ども虐待等を少しでも解消する為に、母子健康手帳交付時の相談、育児相談、親子教室の実施や母子健康診査内容・健康診査の種類を充実させるようにしている。

また、町内の保育園・幼稚園と連携をとりながら、子どもへのよい環境づくりができるように心掛けている。

結核予防

結核予防の第一はレントゲン検診である。

結核は怖くない病気だとの風潮があるが、依然として怖い病気であることには間違いない。

本町におけるレントゲン検診の受診状況は第200表のと

第200表 レントゲン検診受診の状況

年度	対象者	受診者	受診率
3	3,746	3,015	80.5
4	4,285	3,158	73.7
5	4,162	2,995	72.0
6	4,107	2,908	70.8
7	4,126	2,798	67.8
8	4,315	2,566	59.5
9	4,479	2,653	59.2
10	4,846	2,557	52.8
11	4,548	2,544	55.9
12	5,025	2,246	44.7
13	4,766	2,409	50.5
14	5,377	1,709	31.8
15	4,504	1,926	42.76

おりで、年々受診率は低下の一途をたどっている。

結核治療者は平成十年以降、一〜二人で推移している。

予防接種

予防接種法による予防接種は、平成七年四月一日、法の一部改正により義務接種から、勧奨接種となった。

予防接種については、国民の関心も深く勧奨接種になってもその受診率の低下はみられない。

各予防接種の実施は第201表のとおりである。

乳幼児の各健康診査と歯科健康診査の受診状況は第202・203表のとおりである。



第201表 予防接種実施状況

	平成11年度			平成12年度			平成13年度			平成14年度			平成15年度		
	対象者	受診者	受診率 (%)	対象者	受診者	受診率 (%)	対象者	受診者	受診率 (%)	対象者	受診者	受診率 (%)	対象者	受診者	受診率 (%)
ツベルクルン検査	454	431	94.9	463	444	95.9	489	456	93.3	388	377	97.2	186	136	73.1
反 応	267	260	97.4	322	318	98.8	218	212	97.2	190	189	99.5	135	134	99.3
B	0	0	—	0	0	—	3	3	100.0	0	0	—	0	0	—
再	0	0	—	0	0	—	3	3	100.0	0	0	—	0	0	—
日本脳炎(1期初回)	194	171	88.1	176	152	86.4	193	181	93.8	249	223	89.6	180	161	89.4
日本脳炎(1期追加)	77	70	90.9	80	78	97.5	92	87	94.6	80	62	77.5	108	83	76.9
日本脳炎(2期)	100	95	95.0	103	101	98.1	107	106	99.1	98	95	96.9	88	86	97.7
日本脳炎(3期)	111	80	72.1	112	80	71.4	96	88	91.7	122	112	91.8	98	95	96.9
ポ リ オ(上期)	111	92	82.9				154	110	71.4	111	78	70.3	116	58	50.0
ポ リ オ(下期)	122	95	77.9	152	111	73.0	107	93	86.9	112	80	71.4	96	87	90.6
三種混合(1期初回)	373	309	82.8	345	284	82.3	312	269	86.2	260	220	84.6	293	270	92.2
三種混合(1期追加)	99	91	91.9	112	108	96.4	112	87	77.7	110	71	64.5	125	104	83.2
二種混合(2期)	119	119	100.0	106	102	96.2	105	104	99.0	98	84	85.7	102	91	89.2
風 し ん(幼 児)	122	94	77.0	123	100	81.3	87	78	89.7	117	100	85.5	198	166	83.8
風 し ん(小学校)	23	23	100.0												
風 し ん(中学校)	106	93	87.7	108	87	80.6	65	57	87.7						
麻 し ん	119	99	83.2	94	74	78.7	109	89	81.7	96	78	81.3	117	100	85.5
計	2,397	2,122	88.5	2,296	2,039	88.8	2,249	2,020	89.8	2,031	1,769	87.1	1,842	1,571	85.3

第202表 乳幼児等の各健康診査の受診率

	平成4	平成5	平成6	平成7	平成8	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15
3～4か月児健診	96.5	94.6	100	97.8	97.29	93.06	98	98.8	98.05	100	98.9	100
6～8か月児健診	92.5	94.6	98.7	93.9	97.4	97.6	100	98.9	98	100	96.9	97.3
9～11か月児健診	—	28.97	30.59	40.23	61.3	41	39.02	48.51	55.17	—	—	—
1歳6か月児歯科健診	88.3	96.6	95.1	94.06	96.55	97.62	87.5	95.51	96.19	91.2	92.2	94.3
3歳児歯科健診	92.1	88.8	92.8	97.8	83.5	82.42	92	90.59	85.71	93.3	88.3	84.2

第203表 幼児の各歯科健康診査の受診率

	平成4	平成5	平成6	平成7	平成8	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15
1歳児歯科健診	—	78.57	91.67	94.17	89.02	98.67	89.41	91	96.59	90.5	91.4	88.1
1歳6か月児歯科健診	88.3	96.6	95.1	94.06	96.55	97.62	87.5	95.51	96.19	91.2	92.2	94.3
2歳児歯科健診	86.36	77.32	86.11	91.11	83.84	89.25	94.52	85.87	91.17	94.6	86	87.1
2歳6か月児歯科健診	77.55	76.84	84.78	87.23	75.56	83.01	85.89	85	86.79	88.4	87.3	79.5
3歳児歯科健診	92.1	88.8	92.8	97.8	83.5	82.42	92	90.59	85.71	93.3	88.3	84.2
5歳児歯科健診	56.45	62.5	62.26	55.4	60.95	60.95	68.35	59.09	66.67	77.1	62.96	76.2

三 平均寿命

日本の平均寿命は世界でも最も長い方であることは周知のとおりだが、厚生労働省の資料からみると、寿命の伸びは著しいものが伺える。

全国では、およそ八〇年前からすると、男性で三七・五歳、女性で四一・五歳寿命が長くなっている。

同じく鹿児島県では、男性で三二歳、女性で四〇歳も伸びている。

平成十五年三月二十五日厚生労働省が公表した初の「二〇〇〇年市町村別生命表」による市町村別平均寿命によると、平均寿命が最も長い市町村は男性で岐阜県和良村で八〇・六歳、女性が沖縄県豊見城市（現県豊見城市）で八九・二歳だった。

二〇〇〇年の全国平均寿命は、男性で七七・七歳、女性で八四・六歳であった。

始良地区の平均寿命は第204表のとおりとなっている。
国勢調査時に調査した鹿児島県の平均寿命は、第205表のとおりとなっている。

第204表 始良地区における平均寿命

市町名	男	女
国分市	78.0	85.0
加治木町	77.2	84.3
始良町	78.4	85.2
蒲生町	76.3	85.1
溝辺町	77.2	84.4
横川町	77.2	84.1
栗野町	76.5	85.4
吉松町	77.9	83.6
牧園町	76.5	83.9
霧島町	77.3	85.5
隼人町	77.6	85.3
福山町	75.8	84.9

第205表 鹿児島県の国勢調査年における平均寿命の移

りかわり

年	男	女
大正10～14	45.62	47.73
大正15～5	47.16	50.14
昭和10～11	47.93	50.18
昭和 22	50.43	54.57
昭和23～24	54.83	59.65
昭和 25	56.64	60.57
昭和29～31	62.99	66.86
昭和34～36	65.47	70.16
昭和 40	67.36	72.71
昭和 45	68.14	74.62
昭和 50	70.54	76.53
昭和 55	72.53	78.44
昭和 60	74.09	80.34
平成 2	75.39	82.10
平成 7	76.13	83.36
平成 12	76.98	84.68

四 医療機関・薬局・デイケア

(一) 医療機関

溝辺町内の医療機関は、内科四医院 歯科四医院が開設されている。

平成十年十二月までは松元医院が開業されていたが、医師の体調不順により閉院となった。

地域医療のため長年貢献されてきたことに感謝しなければならぬ。

医療機関は地域住民はもとより、学校保健にも欠かすことのできない存在であつて、その期待は大きいものがある。

救急指定病院（救急告示病院）は大井病院と青雲病院の二病院だが、急患者の希望でかかりつけの医師にみてもらうこともできる。

特記しなければならないことは、口腔保健センターが溝辺町に設置されたことである。歯科の救急病院である。始良郡歯科医師会が設置したのであるが、この誘致に重久先生の尽力が見逃せない。

休日だけの診療だが、郡内一帯からの受診が多い。

(二) 薬局

昭和時代まで溝辺町には書店と薬局がなかった。

薬局については、平成三年に薬局薬店が国道五〇四号線沿いの石峯付近に開店し、平成十四年一月調剤薬局が石原佐藤医院前に開局、町民の利便に供している。

院長、診療科目、入院床数、などは第206表を参照されたい。



医 科 第206表 医 療 機 関

病 科	院 名	院長名	開設年月日	診療科目	所在地	入院床数	備 考
医療法人	白秋会 徳永医院	徳永 千秋	昭18. 4. 1	内科・小児科	麓1009		
医療法人	昭山会 佐藤医院	佐藤 山人	昭27. 3.25	内科・小児科	有川327-2	8床	
医療法人	清和会 志岐医院	志岐又三郎	昭37. 4. 1	内科・小児科・外科	有川812		
徳田	ク リ ニ ッ ク	徳田 和信	平15.12. 1	内科・小児科・外科	麓1503-1	3床	
松 元	医 院	松元 吉雄	昭37. 5. 1	外科・小児科・内科	有川231		平10.12.31廃止

病 科	院 名	院長名	開設年月日	診療科目	所在地	備 考
鬼 丸	歯 科 医 院	鬼丸 高久	昭57. 6. 1	歯科	有川288-2	
医療法人	考和会 重久歯科医院	重丸 清考	昭59. 4. 2	歯科	麓855-1	
始良郡歯科医師会	口腔保健センター	(代表)森原和久	平 4. 6. 1	歯科	麓872-2	
は な	歯 科	石倉 昌平	平16. 4.17	歯科	麓1435-14	

調剤薬局

薬 局 名	院長名	開設年月日	診療科目	所在地	備 考
ケーアイ調剤薬局溝辺店	門松 秀信	平14. 1. 4	調剤薬局	有川327-4	

薬局薬店

薬 局 名	院長名	開設年月日	診療科目	所在地	備 考
ドラッグコスモ21溝辺店	前田 光雄	平 3. 8. 1	薬局薬店	麓1417-1	

(三) 通所リハビリテーション『デイケア』

通所リハビリテーションは、介護老人保健施設、病院
診療所が行う、従来のデイケアに相当するサービス事業
である。

具体的には、指定を受けた介護老人保健施設、病院

診療所に、要介護の高齢者が通い、心身の機能の維持・
回復を図り、日常生活の自立を支援する目的で、理学療
法、作業療法その他の必要なりハビリテーションを提供
する。

サービスの利用対象者、介護認定要支援以上の者で、

主に次の状態にある人たちである。

- 一 病弱で、寝たきりに準ずる状態にある高齢者
- 二 痴呆性高齢者

三 初老期痴呆によつて痴呆の状態にあるもの

通所リハビリテーションが目指すのは、利用者の心身機能の回復や、寝たきりを防ぐ介護予防である。

溝辺町には、有川石原の佐藤医院の隣接地に設置されている。

設置者 医療法人 昭山会 代表者 佐藤山人

設置年度 平成十年八月一日 老人デイケア開設

平成十二年二月四日介護保険施設として、通

所リハビリテーション事業所に鹿児島県指定

施設の概要

全館冷暖房完備 機能回復訓練室（面積一二四、三

平方メートル 各種器具完備）浴室（一般浴槽・機戒浴

槽）脱衣場 便所 納戸 事務室 職員更衣室

配膳室ほか

利用者数 一日平均 二三人 （定数四〇人）

五 食生活改善推進員

昭和四十六年に溝辺町食生活改善推進協議会が設置され、昭和五十三年には、鹿児島県が提唱するサンライフ運動の推進で「栄養改善推進員」となったが、昭和六十年から食生活改善推進員となった。

現在は、食生活改善推進員の活動指針として

- ・ 食事を楽しむ

- ・ 食事のリズムから、健やかなリズム

- ・ 主食・主菜・副菜による食事のバランス

- ・ 穀類の摂取

- ・ 野菜・果物・牛乳・乳製品・豆類・魚などの組み合わせ

- ・ 食塩・脂肪の控え

- ・ 適正体重と活動に合った食事量

- ・ 食文化と地域産物の活用

- ・ 調理における無駄や廃棄を少なくする

- ・ 自分の食生活の見直し

などで、健康づくりはバランスのとれた栄養・運動・休養をスローガンとしている。

食生活改善推進員役員

年 度	会 長	副 会 長
昭和六三年～平成一年	東郷 瞳	山下ミエ子
平成二年～平成三年	二見 朱實	末元 玉恵
平成四年～平成五年	藤澤 律子	久木田文子
平成六年～平成七年	森田ミヨ子	野村 文子
平成八年～平成九年	西森 香織	福永 洋子
平成十年～平成十一年	今村フジミ	松山眞知子
平成十二年～平成十三年	西森 香織	松山眞知子
平成十四年～平成十五年	前田 順子	鶴 蘭 佑子
平成十六年～平成十七年	山村 尚子	長野 優子

六 増健補導員

溝辺町は昭和五十八年、増健の町みぞべを宣言。これを受けて溝辺町独自の増健補導員制度を、昭和五十九年十月に条例をもって制度化し設置した。

補導員の業務は次のとおりであり、各自治公民館長からの推薦により町長が委嘱することになっている。

・地域の保健衛生の問題点発見と保健婦(師)の保健指

導の業務に協力すること

・知識の向上のための座談会、講演会、講習会の開催
連絡調整

・ふれあいと協力による健康診断、検診、予防接種の
連絡調整

・ふれあいと協力による生活環境の連絡調整

・ふれあいと協力による献血の推進

・その他地域住民の健康管理、公衆衛生に関する事項

平成元年からの増健補導員は第207表のとおりである。

第207表 増健補導員名簿

平成1年から

自治公民館	平成1年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度
瀬 竹	立田セツ子	立田セツ子	海老原ハル子	国 生 洋 子	二 川 添 澄 子	二 川 添 澄 子	二 川 添 澄 子	二 川 添 澄 子
下有川切門	宮森ハツ子	宮森ハツ子	川添ミヨ子	川添ミヨ子	二 川 添 澄 子	二 川 添 澄 子	二 川 添 澄 子	二 川 添 澄 子
石 原	野間口キリ	野間口キリ	中 村 鈴 子	中 村 鈴 子	森 澄 元美江子	森 澄 元美江子	森 澄 元美江子	森 澄 元美江子
上 石 原	野間口キリ	野間口キリ	久保田節子	久保田節子	柳川ひで子	柳川ひで子	竹ノ内フジ子	竹ノ内フジ子
永 尾	野間 智	野間 智	木場ミヨ子	木場ミヨ子	山下正子	山下正子	山下正子	山下正子
曽 我	隈元美保子	隈元美保子	鳥越礼子	鳥越礼子	岩 切 朝 子	岩 切 朝 子	西 野 弘 子	西 野 弘 子
据石ヶ岡	飯屋園ユリ	飯屋園ユリ	飯屋園ユリ	飯屋園ユリ	久木田ヒロ子	久木田ヒロ子	久木田ヒロ子	久木田ヒロ子
稲 荷	田村美知子	田村美知子	田村美知子	田村美知子	飯屋園千鶴子	飯屋園千鶴子	内 山 祝 子	内 山 祝 子
宮 久	中吉ヨッ子	中吉ヨッ子	久留味川征子	久留味川征子	池 田 宏 子	池 田 宏 子	池 田 宏 子	池 田 宏 子
宮 川	池 田 宏 子	池 田 宏 子	池 田 宏 子	池 田 宏 子	山 北 昌 子	山 北 昌 子	馬 渡 初 子	馬 渡 初 子
三 内	中玉利美智子	中玉利美智子	花堂カズ子	花堂カズ子	今 吉 美 智 子	今 吉 美 智 子	山 吉 村 晴 子	山 吉 村 晴 子
陵 北	岩 下 德 子	岩 下 德 子	今 吉 美 智 子	今 吉 美 智 子	西 溜 昌 子	西 溜 昌 子	今 吉 村 晴 子	今 吉 村 晴 子
金 割	福 永 京 子	福 永 京 子	今 村 洋 子	今 村 洋 子	重 森 ミヨ子	重 森 ミヨ子	宗 像 アキ子	宗 像 アキ子
水尻横頭	上田橋ハル子	上田橋ハル子	重 森 ミヨ子	重 森 ミヨ子	福 永 清 子	福 永 清 子	山 崎 富 久 子	山 崎 富 久 子
大川内岡	福永ミチ子	福永ミチ子	山崎リツ子	山崎リツ子	諏訪園順子	諏訪園順子	堀 切 和 子	堀 切 和 子
石 峯	重丸ミキ子	重丸ミキ子	山 口 公 子	山 口 公 子	満 塩 キクエ子	満 塩 キクエ子	水流添レイ子	水流添レイ子
麓 原	山下ミエ子	山下ミエ子	山下ミエ子	山下ミエ子	岩元三保子	岩元三保子	池元三保子	池元三保子
玉 利	徳永トシ子	徳永トシ子	徳 永 雪 子	徳 永 雪 子	岩元三保子	岩元三保子	前田美江子	前田美江子
論 地	柿迫サダ子	柿迫サダ子	矢 野 雪 子	矢 野 雪 子	古 城 ひろ子	古 城 ひろ子	重 森 純 子	重 森 純 子
陵 南	市 来 順 子	市 来 順 子	矢 野 雪 子	矢 野 雪 子	野間すみ子	野間すみ子	野間美代子	野間美代子
西 原	笹 峯 美 和 子	笹 峯 美 和 子	笹 峯 美 和 子	笹 峯 美 和 子	三 好 昭 子	三 好 昭 子	三 好 昭 子	三 好 昭 子
十三 塚	大野ヒサ子	大野ヒサ子	大野ヒサ子	大野ヒサ子	谷 口 むつ子	谷 口 むつ子	谷 口 むつ子	谷 口 むつ子

自治公民館	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
瀬 竹	海老原奈津子	海老原奈津子	野田すず子	野田すず子	国生ハル子	国生ハル子	国生美千代	国生美千代
下有川切門	久木迫ヨシ子	久木迫ヨシ子	横山レイ子	横山レイ子	森田智弘子	森田智弘子	川添ナツ子	川添ナツ子
石 原	森 澄 子	森 澄 子	石野とよ子	石野とよ子	村 山 弘子	村 山 弘子	中 山 弘子	中 山 弘子
上 石	中 山 祝 子	中 山 祝 子	竹内幸江子	竹内幸江子	松元まゆみ	松元まゆみ	馬場美保子	馬場美保子
永 曾	溝 前 子	溝 前 子	川 越 生 子	川 越 生 子	町田美英子	町田美英子	入 部 郁 子	入 部 郁 子
堀石ヶ岡	西 野 弘 子	西 野 弘 子	花田八重子	花田八重子	福 村 美 紀 子	福 村 美 紀 子	久 福 村 美 紀 子	久 福 村 美 紀 子
稲 荷	倉元とよ子	倉元とよ子	倉元とよ子	倉元とよ子	斎 藤 明 子	斎 藤 明 子	益 山 トシ子	益 山 トシ子
宮 久	今 吉 良 子	今 吉 良 子	前田たず子	前田たず子	野村多恵子	野村多恵子	濱田ツミ子	濱田ツミ子
宮 川	別府カズ子	別府カズ子	追鳥セツ子	追鳥セツ子	谷口マ悦子	谷口マ悦子	大山さおり	大山さおり
三 内	堀ノ内宏子	堀ノ内宏子	平賀園敏子	平賀園敏子	伊 藤 節 子	伊 藤 節 子	京田ひろ子	京田ひろ子
陵 北	池 澤 美 子	池 澤 美 子	馬場園敏子	馬場園敏子	野 間 順 子	野 間 順 子	久 木 田 智 子	久 木 田 智 子
金 割	伊藤美穂子	長野千保子	宗 像 小 夜 子	宗 像 小 夜 子	重 森 百 合 子	重 森 百 合 子	岩 元 サチ 子	岩 元 サチ 子
水尻横頭	満 森 イ 子	満 森 イ 子	徳永ゆかり	徳永ゆかり	寺 才 元 清 美 子	寺 才 元 清 美 子	白 濱 ち 靖 子	白 濱 ち 靖 子
大川内岡	重 福 元 子	重 福 元 子	堀之内明美	堀之内明美	重丸サトミ	重丸サトミ	有 神 田 泰 子	有 神 田 泰 子
石 峯	福 添 律 子	福 添 律 子	村 田 美 和 子	村 田 美 和 子	村 田 永 寿 美 子	馬場美穂子	原 山 唐 子	原 山 唐 子
麓 原	水 流 美 子	水 流 美 子	大坪優子	大坪優子	河野富貴子	竹 元 和 子	高 山 明 子	高 山 明 子
玉 利	村 田 美 江 子	村 田 美 江 子	福盛香寿代	福盛香寿代	倉内美佐子	倉内美佐子	有 内 美 佐 子	有 内 美 佐 子
論 地	前田美江子	前田美江子	野間すみ子	野間すみ子	立 岩 ゆ かり 子	立 岩 ゆ かり 子	倉内美佐子	倉内美佐子
陵 南	国生まち子	赤石久留美子	野間すみ子	野間すみ子	立 岩 ゆ かり 子	立 岩 ゆ かり 子	倉内美佐子	倉内美佐子
西 原	家 村 積 子	家 村 積 子	野間すみ子	野間すみ子	立 岩 ゆ かり 子	立 岩 ゆ かり 子	倉内美佐子	倉内美佐子
十三 塚	向江美津子	向江美津子	笹原トヨ子	笹原トヨ子	立 岩 ゆ かり 子	立 岩 ゆ かり 子	倉内美佐子	倉内美佐子
桑 坂	谷口むつ子	谷口むつ子	笹原トヨ子	笹原トヨ子	立 岩 ゆ かり 子	立 岩 ゆ かり 子	倉内美佐子	倉内美佐子

第三章 環境衛生への配慮

一 霧島伝染病棟組合の廃止

霧島伝染病棟組合は、昭和二十六年伝染病法に基づき、国分市・隼人町・霧島町・牧園町・福山町・吉松町・加治木町・蒲生町・始良町・横川町・栗野町・溝辺町の十一町で構成する一部事務組合で、設置管理を行う隔離病舎は、隼人町の旧国立霧島病院の隣接地にあった。

その後、平成十一年四月一日、伝染病予防法、性病予防法、後天性免疫不全症候群の予防に関する法律（いわゆるエイズ予防法）が廃止され、新しく、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律が制定され、その使命も終えることとなった。しかしながら、日本初の伝染病予防法の法令が一八七九明治十二年に公布されたのを記念して制定された「検疫記念日」（毎年七月十五日）は、一二四年の歴史を経てまだ続いている。しかし、平成十一年六月三十日をもって組合も解散された。

二 一般廃棄物

一般廃棄物の処理については、昭和三十九年に始良町、加治木町、蒲生町、吉田町、溝辺町の五カ町で設立された。一部事務組合始良郡西部衛生処理組合で、し尿処理・塵芥処理・火葬場について共同処理してきた。

溝辺町における一般廃棄物の排出量、その処理に要する費用は第208表のとおりであるが、注目すべきは平成十二年四月から始まった容器包装リサイクル法に基づく分別収集となった「資源ごみの分別収集」である。

分別は アルミ缶・スチール缶・無色ガラス・茶ガラス・その他のガラスの五種類の分類である。

これにより不燃物についての排出量は極端に少なくなっている。

平成十三年四月には、家電リサイクル法が施行。

テレビ・冷蔵庫・エアコン・洗濯機の四品目で処分は有料となった。

資源ごみの五品目に加え、新たに、新聞紙・チラシ雑誌等・段ボール・紙バック・その他の紙類・ペットボ

トル・その他のプラスチックの七品目を加え平成十六年一月から試行、四月から本格実施となった。

三 始良郡西部衛生処理組合

始良郡西部衛生処理組合は、始良町・加治木町・蒲生町・吉田町・溝辺町の五カ町で設立され管理運営されてきたが、平成十五年五月十四日組合臨時会で、同組合がすすめてきたごみ処理施設建設計画を、白紙に戻すことに決定した。

同組合を構成する五町のうち始良町・加治木町・蒲生町の三町は、始良郡西部合併協議会をつくることとし、溝辺町と吉田町とは合併枠組みが異なることから、始良西部三町(始良・加治木・蒲生)だけで計画を再検討することとなった。

同組合は、これまで市町村合併と処理施設は別個の問題として取り扱う方針で、加治木町に最終処分場、溝辺町にリサイクルプラザと焼却施設を建設する計画を進めてきた。しかし、「ごみ処理計画は今後、合併問題と連動させて計画を進める」ことを五町で確認された。

今後は、西部三町の規模に見合った施設計画を再検討することなどが決められた。残る二町の吉田町は鹿児島市で、溝辺町は国分市などのごみ処理施設で対応できるという調査結果など踏まえ、規模を小さくした方が後世に負担を残さないということに至った。一部組合の再編も論議されたが、火葬やし尿処理などのかかわりもあり、合併までは今の形で存続させることとなった。

四 溝辺町衛生協会

昭和五十八年度から発足しているが、衛生協会の前身は戦後まもなく発足した衛生委員会であつて、町内の衛生指導が主な仕事で、年二回行われていた清潔検査や各戸の指導を行ってきた。

清潔検査については、住宅構造の変化・人権等考慮して現在は実施していない。

昭和三十一年四月発行の村民時報によると、当時の衛生委員は八名で、村長が委嘱し、委員として犬童重行・今村善助・岩元 豊・橋口兼光・上原尚春・佐藤芳直・宮永八乃丞・三好 吉 各氏の名がある。

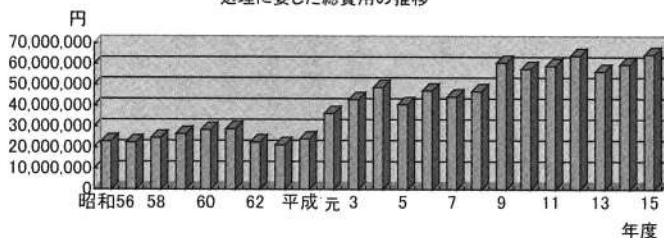
第208表 処理に要した費用

単位：円

年度	人口	収 集 運 搬 委 託 料	処 理 費 負 担 金	最終処分場(瀬岡利) 管 理 料	計
昭和56	7,577	4,610,000	17,386,726	980,000	22,976,726
57	7,685	5,256,000	16,141,908	1,134,000	22,531,908
58	7,800	5,406,000	18,131,211	1,134,000	24,671,211
59	7,810	5,860,000	19,485,143	1,167,600	26,512,743
60	7,895	6,349,000	20,662,906	1,476,100	28,488,006
61	8,034	6,914,000	20,648,790	1,350,000	28,912,790
62	8,250	7,189,000	13,872,516	1,595,000	22,656,516
63	8,229	7,218,000	12,401,820	1,740,000	21,359,820
平成 元	8,278	8,999,110	13,258,000	1,836,000	24,093,110
2	8,216	9,300,900	24,999,363	2,030,000	36,330,263
3	8,236	9,789,120	30,930,611	2,247,500	42,967,231
4	8,268	16,759,645	29,425,527	2,574,000	48,759,172
5	8,293	18,050,555	19,770,963	2,860,000	40,681,518
6	8,326	18,628,000	25,605,186	2,935,000	47,168,186
7	8,428	18,876,800	22,731,078	2,752,000	44,359,878
8	8,463	20,313,660	23,623,949	3,029,000	46,966,609
9	8,515	20,922,300	37,004,603	2,749,000	60,675,903
10	8,497	21,000,000	33,944,812	2,778,000	57,722,812
11	8,531	21,084,000	35,180,807	2,792,500	59,057,307
12	8,665	16,717,000	44,566,362	2,799,750	64,083,112
13	8,707	16,563,000	37,064,133	2,799,750	56,426,883
14	8,725	16,900,000	39,067,663	3,878,531	59,846,194
15	8,740	17,189,000	43,519,795	3,972,192	64,680,987

系列1 人口
 系列2 収集運搬
 系列3 処理費負担金
 系列4 瀬岡利管理料
 系列5 処理費用合計

処理に要した総費用の推移



衛生協会の主な事業

- ・ 衛生思想の普及向上
- ・ 資源リサイクル活動の推進
- ・ 清掃その他環境衛生の改善向上

・ 衛生害虫の駆除

会長一名 副会長一名 理事八名 各自治公民館長が
 代議員で構成、運営されている。

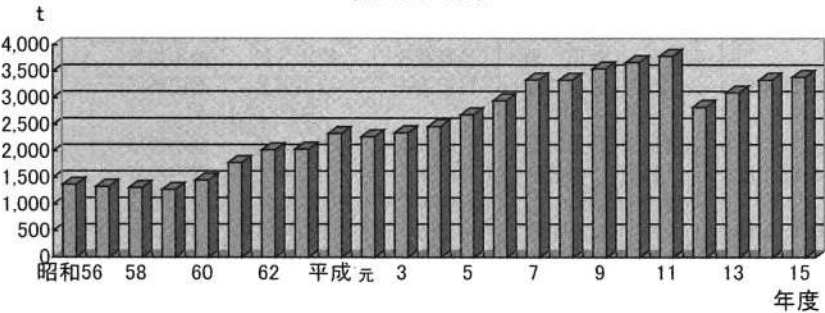
第209表 ゴミの搬出量 単位:t

年度	人 口	可燃物	不燃物	計
昭和56	7,577	900	475	1,375
57	7,685	932	404	1,336
58	7,800	917	398	1,315
59	7,810	882	396	1,278
60	7,895	1,030	425	1,455
61	8,034	1,162	625	1,787
62	8,250	1,357	671	2,028
63	8,229	1,320	721	2,041
平成元	8,278	1,530	805	2,335
2	8,216	1,497	779	2,276
3	8,236	1,512	839	2,351
4	8,268	1,598	871	2,469
5	8,293	1,766	922	2,688
6	8,326	1,902	1,052	2,954
7	8,428	2,090	1,255	3,345
8	8,463	2,078	1,263	3,341
9	8,515	2,216	1,338	3,554
10	8,497	2,350	1,323	3,673
11	8,531	2,504	1,287	3,791
12	8,665	2,394	437	2,831
13	8,707	2,570	531	3,101
14	8,725	2,798	545	3,343
15	8,740	2,778	617	3,395

衛生協会の役割は、資源ゴミの分別指導、リサイクル活動の推進など今後益々重要となるだろう。直接町民に対する事業として、生ゴミ処理機、分別容器、コンポストなどの購入費の助成などがある。

- 系列1 人口
- 系列2 収集運搬
- 系列3 処理費負担金
- 系列4 瀬間利管理料
- 系列5 処理費用合計

ゴミの搬出量の推移



溝辺町衛生協会役員名簿

平成元年度	会 長	野村邦雄 (H2.2月末まで)	村田兼夫	住吉二夫	古市清隆
	副会長	岩元辰次	年永義光	岩澤春男	高田 一 (H2.3.1まで)
平成2年度	会 長	岩元辰次	住吉二夫	古市清隆	中馬秋雄 (H2.3.1～)
	副会長	村田兼夫	年永義光	岩澤春男	徳永久於 (H2.3.1～)
平成3年度	会 長	岩元辰次	住吉二夫	古市清隆	中馬秋雄
	副会長	村田兼夫	年永義光	岩澤春男	徳永久於
			岩元辰次	H4.3.1まで	
平成4年度	会 長	村田兼夫	住吉二夫	中馬秋雄	馬場和美 (H4.3.1～)
	副会長	古市清隆	岩澤春男	徳永久於	
			年永義光 (H4.10.31まで)		
			桑迫 勲 (H4.11.1～)		
平成5年度	会 長	村田兼夫	住吉二夫	中馬秋雄	馬場和美
	副会長	古市清隆	桑迫 勲	岩澤春男	徳永久於
平成6年度	会 長	村田兼夫	住吉二夫	外山 正	馬場和美
	副会長	古市清隆	桑迫 勲	岩澤春男	徳永久於
平成7年度	会 長	村田兼夫	住吉二夫	外山 正	馬場和美
	副会長	古市清隆	桑迫 勲	長野春政	徳永久於
				(H7.5.1～)	
平成8年度	会 長	村田兼夫	住吉二夫	馬場森二	馬場和美
				(H8.12.1～)	
	副会長	古市清隆	桑迫 勲	長野春政	徳永久於
平成9年度	会 長	村田兼夫	住吉二夫	馬場森二	馬場和美
	副会長	古市清隆	桑迫 勲	長野春政	徳永久於
平成10年度	会 長	村田兼夫	住吉二夫	桑迫 勲	馬場森木
	副会長	古市清隆	長野春政	徳永久於	馬場和美
平成11年度	会 長	村田兼夫	住吉二夫	楠木哲雄	馬場森二
				(H11.1.1～)	
	副会長	古市清隆	桑迫 勲	長野春政	徳永久於
平成12年度	会 長	古市清隆	村田兼夫	住吉二夫	馬場森二 (H12.8まで)
				(H12.8.31まで)	高田美好 (H12.9.1～)
	副会長	桑迫 勲	長野春政	徳永久於	楠木哲雄
平成13年度	会 長	古市清隆	村田兼夫	沼口博美	高田美好
				(H12.10.1～)	
	副会長	桑迫 勲	長野春政	徳永久於	楠木哲雄
平成14年度	会 長	古市清隆	村田兼夫	沼口博美	高田美好
	副会長	桑迫 勲	長野春政	徳永久於	楠木哲雄
平成15年度	会 長	古市清隆	村田芳孝	沼口博美	高田美好
	副会長	桑迫 勲	長野春政	徳永久於	楠木哲雄
平成16年度	会 長	古市清隆	村田芳孝	沼口博美	高田美好
	副会長	桑迫 勲	長野春政	徳永久於	楠木哲雄

第四章 生活と水(飲料水)

一 水道事業の変遷

昭和六十一年度

変更認可申請及び許可取得

資本的支出(改良事業) 八件

昭和六十二年

上水道事業第二次拡張工事変更認可

第二水源・中継ポンプ場・高区配水池増築

第二水源非常用自家発電機の整備

二〇〇kVA

第二水源より中継ポンプ場送水管増設

DIP 〓 八三七m SCH 〓 一九六m

高区配水池用地購入

資本的支出(改良工事)

七件

昭和六十三年

上水道事業第二次拡張工事完了

第二水源ポンプ増強工事

送水ポンプφ一二五、四五kW×二台

中継ポンプ場用地購入

中継ポンプ場ポンプ設置工事

送水ポンプφ一二五、三七kW×三台

テレメーター工事(中央監視システム)

資本的支出(改良工事)

四件

平成元年度

水道料金改定と

改定料金表

昭和六十二年

から昭和六十三年

度にかけて実施し

た、第二次拡張工

事に伴う起債償還

が始まったこと

や、石綿管及び老

朽管の布設替え等

の必要が生じたた

め。

第210表 水道料金

メーター 口径	基本料金 (円)	従量料金 (1㎡当たりにつき)
13mm	600	使用水量6~20㎡ 80円
20mm	800	使用水量21~30㎡ 95円
25mm	900	使用水量31㎡~ 105円
40mm	3,000	使用水量1~30㎡ 110円
50mm	5,500	使用水量31㎡~ 120円
75mm	11,700	
100mm	18,800	
200mm	50,300	

平成二年度

水道テレメーター遠隔操作システムに改良

石綿管をHIVPに布設替え

φ一五〇 L一、六八三m

資本的支出(改良工事)

五件

平成三年度

漏水調査の発注始まる

資本的支出(改良工事)

四件

平成四年度

資本的支出

九件

平成五年度

崎森地区出水不良対策工事

空港消火栓メーター設置

資本的支出(改良工事)

八件

平成六年度

中初場に水源試掘

都市計画整理区域内配管始まる

資本的支出(改良工事)

七件

平成七年度

ハンデーターミナル導入(料金システム導入)

低区流量計取り替え

資本的支出(改良工事)

一〇件

平成八年度

資本的支出(改良工事)

一〇件

平成九年度

水道料金改定(消費税のみ)

三%から五%にアップ

鹿児島県北西部地震対策(三月・四月)

(平成九年三月二十六日・四月九日第二水源濁る)

第三水源調査・高区配水地一五〇〇m増築及び配

水管

資本的支出(改良工事)

一二件

平成十年度

上水道条例全部改定

石原水道加入者に上水道への切替え意識調査

第三水源地及び中継ポンプ場整備工事

(三工区分割発注)

役場中央制御施設整備工事

資本的支出(改良工事)

八件

平成十一年度

第三水源地予備水源として稼動

石原水道より一三戸加入

林業地域総合整備事業により別府地区に配管給水開始

資本的支出(改良工事)

一七件

平成十二年度

町道上床線送水管布設替え

資本的支出(改良工事)

二一件

平成十三年度

町道上床線送水管布設替え

大内田から脇までの増径工事完了(平成五年)

資本的支出(改良工事)

一七件

平成十四年度

県臨空団地へ溝辺町より給水開始

上水道第三次拡張工事変更認可

給水人口一〇、五〇〇人 給水量五、六三〇³m³

第三水源を本井とする

給水区域の変更

(除く今向)を削除(隼人町の一部を加える)

第二水源地送水ポンプ更新

φ一〇〇×三七kw×三台

ライトバン更新 刈り払い機購入

会計システム機購入

資本的支出(改良工事)

一〇件

「平成九年度有川原の堀削井結果と利用」

本井戸は、深さ八七mポンプ位置が地上よりマイナス

六六mのところに設置しており、地下水位はマイナス五、

四mで、水量は一日最大可能揚水量二、〇〇〇³m³である。

平成十一年四月より予備水源として使用してきたが、

平成十四年度に鹿児島県臨空団地給水のため、水道事業

の変更認可申請をし、その中で揚水水量一、一三〇³m³／

日で本水源として認可された。

平成十一年度林業地域総合整備事業とは

林業地域総合整備事業、用水施設整備工事で桑の丸か

ら別府地区に給水を開始した。DICP・φ七五・一二

六六m HIVP・φ七五・四一m 同φ五〇・六一〇

mを布設している。事業費三三五六〇千円(うち町負担

金六三二九千円)

第211表 認可事項の比較

認可 項目	創 設	一 次	二 次	三 次 臨空団地給水に伴う
認可年月日	S.45.3.31	S.48.3.31	S.62.1.20	H.14.2.25
計画人口(人)	8,000	8,000	9,000	10,500
日最大給水量 ($\text{m}^3/\text{日}$)	2,880	2,880	4,500	5,630
一日最大給水量 ($\text{L}/\text{日}$)	360	360	500	500
給 水 区 域 (km^2)	34.4	34.4	34.4	35.2 三縄今向 0.648 隼人町一部 0.138
水 源 地	有川麦牟田 第一水源	有川貫水 第二水源	第一水源を 予備水源	有川原第三水源地震 対策によるH.11.4より 稼動

二 第四次計画 (平成十四年)

(第三次拡張工事)

一、水道事業経営変更を必要とする理由

当上水道は昭和四十六年度創設、昭和四十七年に空港及び周辺施設の増築等による給水量不足に伴う水源増補を行うも、経済発展、生活文化の向上、空港利用客の増加に伴い使用水量が増え、給水不足を補うために、昭和六十二年に第二水源地を設け、第一水源地を予備として一日最大給水量…四、五〇〇 $\text{m}^3/\text{日}$ 、計画給水人口…九、〇〇〇人にて計画、運営され地域住民への供給を行ってきた。

そして今回、鹿児島県を事業主体とする鹿児島県臨空団地の整備計画が実施されることとなり、また溝辺町の人口が年々増加してきており、将来的に考えても、現在の町上水道が所有する水源では、住民及び臨空団地内給水に満足する水量ではないので、平成十年に予備水源として掘削した地下水を第三水源(本井)として活用するものである。また、臨空団地内には隣接する隼人町の一

第212表

区 分	前計画	変更計画
計 画 給 水 人 口 (人)	9,000	10,500
1人1日最大給水量 (ℓ)	300	536
1人1日平均給水量 (ℓ)	200	431
1日最大給水量 (m ³)	4,500	5,630
水 源 の 容 量 (m ³)	4,500	5,630
第 一 水 源 (m ³)	1,000	0
第 二 水 源 (m ³)	4,500	4,500
第 三 水 源 (m ³)	0	1,130

部が存在し、両町及び鹿児島県との協議の結果、当水道からの給水で賄うものとする。さらに、これまで三縄の今向地区が給水区域外であったので今回給水区域とする。このことによる送水不足については、中継ポンプ場の増強を図り万全を期するものとする。

二、変更計画

(一) 給水区域、給水人口、給水量

① 給水区域

単人町大字西光寺字西免、東免、曲迫の一部を追加

溝辺町三縄今向を追加

② 計画給水人口 一〇、五〇〇人

(現在九、〇〇〇人)

③ 給水量

一人一日平均給水量 四三一ℓ

一人一日最大給水量 五三六ℓ

(二) 水道施設の概要

① 水源施設 これまで有川原の地震対策事業で掘削

した深井戸を予備水源として使用してきたが、第二

水源本井とし一、二三〇m³/日取水する、第二

水源(湧水)四、五〇〇m³/日合わせ五、六三〇

m³/日となる。

② 導水施設 第三水源より中継ポンプ場までの導水

については、第三水源地水中ポンプΦ一〇〇×三七kw一台で導水する。

なお導水管径φ二〇〇、延長二一一mである。

③ 送水施設 送水ポンプ場（中継施設）よりこれまでφ一二五×三七kw三台（内一台予備）で、高区配水池（上床）へ送水していたが今回同型のポンプ四台（内一台予備）で送水することとする。

④ 配水池施設 第二次拡張で設置した高区地区一、〇〇〇m³タンクに隣接して地震対策事業により一、五〇〇m³タンクを増設し万全を期しているの
で今回は配水池の増設計画はない。

⑤ 配水施設 臨空団地への配管及び臨空団地内配管については、鹿児島県が施工する。

今向地区については年次計画で対応する。

(三) 給水開始予定日 平成十五年四月一日

(四) 工事費の予定総額及び予定財源

① 工事費の予定総額 一六、一〇〇万円

② 工事費の予定財源

平成十五年度

起債 八、〇〇〇万円

県費 八、一〇〇万円

計 一六、一〇〇万円

第213表

(b) 過去十年間の増加率算出表

年度	年度末人口	増 減	増減率(%)
4	6,386		
5	6,324	△37	△0.58
6	6,474	125	1.93
7	6,582	108	1.64
8	6,653	71	1.07
9	6,771	118	1.74
10	7,066	295	4.17
11	7,122	56	0.78
12	7,202	80	1.11
13	7,542	340	4.51

(五) 給水人口及び給水量の算出根拠

① 給水人口 過去十年間の人口動態をベースに複数の推定方式（増減数曲線、増減率曲線、修正曲線、べき曲線、ロジスティック曲線）にて推定した。

(a) 現在給水区域内人口 七、五四二人

(平成十四年三月末)

(c) 過去十年間の人口動態を基に先にも述べたように複数の推定式を以って、目標年次を十年後の平成

二十三年度とする。

(d) 普及率 一〇〇%

(e) 計画給水人口 一〇、五〇〇人

三、施工

工事名

溝辺町上水道臨空団地給水に伴う拡張工事

工事費

一億六一〇〇万円

設計及び工事施行者 九州テクノリサーチ外

完成年月日

平成十六年三月末日（予定）

第214表

②計画給水量

区 分	計画給水人口 (人)	1人1日 最大給水量 (ℓ)	日最大量 給水量 (㎡)
一般住民	8,625	450	3,881.3
学校官公署等	1,530	118.4	181.1
臨空団地	1,875	300	562.5
空港乗降客他	実績数量		1,005.1
計			5,630

第215表 飲料水水道事業普及率

種 別	区 分	水 源	給水人員 (人)	普及率 (%)
上	水 道	湧水・地下水	8,548	98.1
簡 易 水 道	竹子水道	地 下 水	1,190	
	丹生附水道	"	116	
	竹山水道	湧 水	26	
	石原水道	地 下 水	250	

四、年度別事業推移

町上水道事業は、町の発展とともに事業量も年々増加しているが、年度別事業内容は既述のとおりである。また平成十四年度現在の普及率は第215表のとおり。

(一) 鹿児島空港に関する水道事業の変遷とこれからの展望について

鹿児島空港の給水使用量については、平成十年の新庁舎の増築、空港ビルの増改築等がなされており、それを境にそれまで順調に伸びてきた使用量も空港利用客の増加はあるものの、年間使用量は二、六〇〇万円（平成十年度）から二、〇〇〇万円（平成十一年度）へと減少している。改築のさい節水器具を利用されたものと思われる。

現在もその後二、〇〇〇万円台を推移している。

空港消火栓の管理については、平成五年に町の経費で量水器を設置している、これまで内部の漏水等皆無であったものが即座にわかるため、これまでも何回か漏水発見の一翼を担っている。

今後の展望としては、空港利用客の増加に伴う使用水量の増加を期待するものである。

(二) 竹子簡易水道設立の経緯

竹子地域は網掛川の上流に位置し、南北6kmに亘細長く、六〇haの水田が拓け、その周辺に村落を形成している純農村地帯である。

竹子に人が住み着いてこのかた、井戸を掘っても水は出ず網掛川の水を飲用水としていた。雨の日、梅雨時期には濁りが激しく、汲み置きし、澄ませてから飲用していた。

昭和二十年代後半になって生活排水が河川に流入、残留農薬の河川流入等により水質汚染が心配されるようになり、網掛川流域各集落及び宮原地区はそれぞれに、近くの山林からの湧水、あるいは河川近くの堀削井より取水し飲用としていたが、水質も悪いため、全集落より水道施設設置の気運が起こってきた。

昭和三十八年財団法人竹子共正会・当時の会長村田久夫氏は、充分な飲料水の確保、地区民の健康維持等を考慮し、地区全体の飲料水を満たす水源を網掛川起点上流の宮川内国有林内に求めることとし調査を実施、翌三十九年から具体的な実施計画を立て実現に向け努力してきた。

まず昭和三十九年二月二十九日に水道の専門家(田中氏)を呼び理事会において説明を受ける。六月六日には特殊事業として進めるよう協議がなされ、ほとんどの集落から賛成を得る。九月七日には阿久根市鶴河内簡易水道に先進地研究を実施。

昭和四十年四月一日には、三八〇万円の予算成立、特殊事業部長として竹下正成氏が就任。六月二十七日に田中設計士に対する設計と鹿児島市水道局福元氏に対する設計審査の依頼を決める。

昭和四十年七月二十五日評議会において設計者の田中氏より説明がある。水田との関係で意見が出る。村田会長の集約として、原則的には事業は推進する。反対者には別途の方法で了解を求める。水田灌溉に支障を認めた場合は断水の方法をとる。漏水しやすい地層であることを確認して、地下水源を開発し反対者の杞憂されることに対し、是非努力を払い要望に応えるよう措置する意味において調査費を予算化するよう承認頂きたい、と結ばれ承認される。

昭和四十年八月十八日反対の集落に会長ほか五名が話し合いに行く。

昭和四十年十二月十七日から二十二日の六日間、竹子全域について水源調査、地質調査、電探調査、流量調査が鹿児島県企画部開発課主任鉱業技師・郡山栄氏、同脇元康雄氏により行われる。

昭和四十一年三月二十九日鹿児島市の昌栄設備と契約、工事の施工がなされていることの報告。営林署に申請中だった水源関係は、三月二十八日正式許可となった。同地の水質調査異常なしの通知があった。

六月五日水道事業管理者に引き続き竹下正成氏を決める。

七月二十七日水道法に基づく共正会員以外の取り扱いについて定める。

昭和四十二年四月一日竹子簡易水道は、財団法人竹子共正会が、管理する状況の推移により適当と認める管理組織の結成をみたるときは、管理権の全部または一部を譲渡することが出来るものとし、簡易水道の既存施設を有する団体毎に班長を置き、共正会長が総括管理運営を行うとする。この水道の給水区域は竹子地区一円とし、清浄にして豊富な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するものとする。

上記の理念に基づき管理規則が制定され給水の運びとなる。

昭和四十一年当時の認可内容

給水区域	竹子地区一円	五〇km ²
給水人口	一、〇〇〇人	
取水位置	溝辺町竹子宮川内営林署林地内	
導水管	φ七五	
配水池	五〇m ³	
配水管	φ七五〜二五	

「山には木を里には人を」の標語を掲げ、現在で言う循環型社会をこれまで実践してこられた活動を守り伝え、これからも自然を大切にしながらその恵みを地域に還元するシステムを存続して頂きたい。

(三) 別府地区水道

別府地区集落占用水道は、昭和五十八年度、町の補助を受け溝辺町崎森一五六番地一に第一水源地を崎森一六八五番地一に第二源地を設置し崎森一六八〇番地に集水施設及び滅菌室を設け崎森一五六八番地の配水地に送水し各戸に配水するよう施設を整え昭和五十九年四月より給水していたが、平成十年三月に発生した地震によ

り水源の汚濁が著しくなり、飲料水として好ましくなくなってきた。また取水施設の構造や、定期的な水質検査など管理も不十分であるため住民の健康や衛生面に影響を及ぼす恐れがあり、町上水道を導入してほしいとの要望が強くなされてきた。

時を同じくして、始良東部地区林業地域総合整備事業の全体計画がされ、その中に生活環境基盤整備事業・用水施設整備事業として組み込まれたので、さつそく平成十一年度事業で取り組まれ地元の要望が叶うことになった。

事業内容

計画給水人口

三五人

一日最大給水量

二九、〇五 m^3 /日

別府地区が高台にあるため、谷越えをするときの水压対応のため現在布設されているVPφ七五をダグタイル铸铁管に布設替えLⅡ八九〇m・別府地区内への新設引き込みダグタイル铸铁管φ七五、LⅡ三五〇mを布設、さらに消火栓一基、空気弁一基、仕切弁五基も設置された。

(四) 加治木町上水道及び簡易水道事業における溝辺町と

の関わり

加治木町上水道が創設されたのは、昭和二十六年である。

昭和二十七年に溝辺町崎森五〇九番地に第一水源(取水量二〇〇 m^3 /日)が設けられている。

また昭和三十年には、第二水源(取水量四〇〇 m^3 /日)が設けられ現在も稼動しているところである。

簡易水道については、まず上場西地区簡易水道が、昭和五十三年溝辺町有川二一九番地一に加治木町大字辺川地区、西別府地区の一部の簡易水道の水源として(取水量四〇〇 m^3 /日)で竹山水源地が設置され昭和五十四年十一月より給水開始をし、平成十二年四月からは、西別府給水区域拡張のため(取水量六〇〇 m^3 /日)に増量されている。

計画給水人口は一〇二五人、計画一日最大給水量は六〇〇 m^3 、現在給水人口は約八七〇人となっている。

また、上場東地区簡易水道が、平成元年度に溝辺町麓高屋谷四四一に第一水源(取水量四三五 m^3 /日)第二水源(取水量七五 m^3 /日)を設置(現在第一水源だけ稼動している)。

平成二年度には、溝辺町有川二一九八一に有効容量
一五四、五^三㎡の配水地が完成、西浦西、石野、新開、宮
田ヶ平、川内の各方面へ平成三年四月より給水が開始さ
れている。

こちらの計画給水人口は四九五^一人、計画一日最大給水
量三五〇^三㎡、現在給水人口が約三八〇人となっている。

(五) 石原簡易水道事業の推移とこれからの見通し

石原簡易水道は、溝辺町上水道の創設以前に石原地区
に開設されたものであり、現在では給水区域が町の上水
道と重複していることから開設時からすると半減してき
ている。

給水開始

昭和三十四年十一月一日

認可年月日

昭和三十七年十月五日

認可当時の内容

計画給水人口

五〇〇人

計画給水区域

二〇^三㎡

一日最大取水量

一三〇^三㎡

一日最大給水量

一三〇^三㎡

現在の内容 (平成十三年度末)

計画給水人口

二五〇人

計画給水区域

二〇^三㎡

一日最大取水量

一三〇^三㎡

一日平均給水量

一二〇^三㎡

施設管理に従事されている方も高齢化が進み、水質的
にも亜硝酸数値が高くなってきたことを考えれば、
近い将来上水道への切り換えも必要なことと思われる。
また、県生活衛生課の指導としても同様の指摘を受けて
いる。

(六) 丹生附水道組合

事業の経過

丹生附地区は、従来、飲料水をほとんどが湧水や表流
水に頼っているため、渇水期になると水不足になり、年
末の餅つきも困ることが多かった。

そのため、ボーリングして個人で水源を求めたり、井
戸を使ったりしていたが、水質的に不安があった。

昭和五十六年、県民の森用地買収のとき、町の助成を
得、水源工事をしたものの十分ではなく水量不足が続い
ていた。

昭和六十三年十一月二十七日

長尾自治公民館住民懇談会で水道施設から給水につい

ての要望がでる。

以前に話のあった「県民の森」の水道施設からの給水について、再度県に申請することとなる。

平成元年一月

「県民の森水道からの飲料水供給について」の陳情書を町と県に提出。

平成元年二月

町は、地元の水源の実態調査をするともに、県関係課に対して事情を説明して、交渉に入る。この間、地元では受益者のとりまとめ、建設委員会の設置等を決定する。

平成元年四月

町と地元の協議

地元…今までの一部の水道ではなく、全戸加入を基本とした水道とし、抜本的に改修したい。

町…水源確保の交渉にかかっていること、事業の考え方や事業費の概算について提示。

平成元年九月十三日

町と地元の協議

今までの町と県の水源に関する数回にわたる交渉の経

過と回答について

(1) 水期のみ一時的な給水については同意する。

(2) 保健上の問題は、町が責任を持つこと。

(3) 永久的な水源は、別に探すこと。

地元からは、永久的な給水について再度交渉すること要望する。

平成元年十二月十八日

町と地元の協議、県からの再度の回答について

(1) 山林の水については、余剰水を一時的に供給することと検討しているが、運営の将来計画等の関係もありさらに検討したい。

(2) 水源については、「ミニダム」事業等の補助事業もあるので地元も検討されたい。

(3) 県としても地元の水源調査をしたので、その結果も参考にされたい。

平成二年二月

県の回答について常会で協議

(1) 県民の森からの給水については、今までの経過からして難しいこと。

(2) 水道事業は全戸加入で実施すること。

(3) 県の言う「ミニダム」は、表流水に頼ることとなり
今までと変わらないうえ、補助採択に時間がかかり
すぎる。

(4) 深層地下水に水源を求めて、町の補助をお願いして
水源調査すること。

平成二年二月二日

町と地元の協議

(1) 常会での地元意向を踏まえて、事業実現のための協
議をする。

(2) 水源調査の件、ボーリングの件、水源施設や配水池
及び配水管布設の設計等について町に指導協力をお
願いする。

平成二年二月二十八日

水源調査について、業者との打ち合わせ及び配水管路
の調査

電気深査：竹崎技術士事務所

ボーリング：南州ボーリング工業

平成二年四月十三日

電探調査の結果、地下水のある場所が特定されたので
今後の進め方について協議する。

(1) 水源堀削用地及び配水用地の確認。

(2) 水源用地の交渉については地元が責任をもつこと。

(3) 加治木町等の交渉については町の協力をお願いす
る。

(4) 設計等については水道課にお願いして概算経費を積
算してもらうこと。

(5) 丹生附地区飲雑用水協同組合を結成し、独立採算性
とすること。

平成二年四月二十五日

町、ボーリング業者、地元役員で現地検討の結果、ボ
ーリングについて契約、工期五月七日から六月三十日
までとする。

平成二年六月二日

ボーリングが予定の八〇mに達したため、その結果を
水道課、竹崎技術士事務所と検討した結果、揚水試験
に踏み切る。

平成二年六月二十六日

常会

揚水試験の結果、日量七〇〇m³、時間当たり三〇m³
の揚水が可能であるとの結果報告を受けて、水道事業

の具体化について協議。

平成二年八月一日

配水池用地の借地契約。(加治木町：溝辺町：丹生附)

平成二年八月六日

水源施設、配水池及び給配水管布設の設計書受領。

平成二年八月十五日

県森林保全課に、林道占用許可申請書を提出する。

平成二年八月二十二日

町内三業者を選定し、設計に基づき見積もり依頼をする。

平成二年九月四日

契約成立。工期十月三十一日として三者とも契約締結する。

平成二年九月九日

常会で経過を報告し、個人負担金と借入金を持つて当面の事業資金に充てることとなる。

平成二年十月十二日

町道に関する六件の「道路占用許可申請書」を提出する。

平成二年十月二十四日

水源施設と配水池について、水道課立会いで完成検査をする。

記念すべき水が初めて配水池に流入する。

平成二年十月三十一日

給配水管布設工事の完成検査をする。

平成二年十一月一日

試験通水開始

平成二年十一月十五日

丹生附地区飲雑用水供給協同組合設立総会

(加入者戸数三八戸)

平成二年十二月一日

本格給水開始

第4部 住民福祉編

2. 第217表 工事費用

ポンプ設備工事	1,833,400円
配水池築造工事	1,153,600円
配・給水管布設工事	5,562,000円
計	8,549,000円

直接工事費合計 10,918,000円

3. 諸経費

諸手続き印紙その他	482,000円
合 計	11,300,000円

第218表 財源内訳

個人負担	1,900,000円
部落助成金	2,369,000円
農協借入金	3,031,000円
町補助金	4,000,000円

1. 第216表 水源探査費用

水源地借料	60,000円
電探費用	289,000円
ボーリング費用	2,020,000円
計	2,369,000円



上水道配水池増設

第五章 福祉団体と組織

一 保健福祉センターの建設

昭和五十三年厚生省公衆衛生局長名で、都道府県知事に對し、国民が生活の中で気軽に健康教育、健康診査等を受けることができるよう、また国民が自らの健康に對する自覚を深めるための拠点として、市町村保健センターの設置を指導するよう通知がなされた。その後老人保健法が、市町村長を実施者として昭和五十八年から施行、平成六年には保健所法が地域保健法に改正され、市町村保健センターが法定化された。本町では平成三年九月、保健福祉施設等建設調査研究委員会を立ち上げるとともに、建設基金を設置し検討を進め、保健と福祉は一体とした推進の必要性から、平成五年度に「老人保健福祉計画」を策定し、計画推進の拠点とした施設整備を図るため、国の高齢者保健福祉一〇カ年戦略、いわゆるゴールドプランに基づく地域福祉推進特別対策事業の指定を受け、平成五・六年度の継続事業として実施した。また、

この保健福祉センターは、行政機能を併せ持つ施設として、建設し保健福祉課をはじめ、二階部分には事業課の土木、水道、都市計画課を配置したほか、ボランティアセンター、研修室を設け多機能的活用を図ることとした。以下、建設の概要は次の通り。

構造及び面積 鉄筋コンクリート造二階建、延床面積

一七三九・二八^m

施設内容

診察室、リハビリトレーニング室、調理実習室、栄養指導室、研修室、相談室、ボランティアセンター、保健福祉サービスマニエール調整室(保健福祉課)等

事業費の内訳

建築工事費	三三四、七五〇、〇〇〇円
外構工事費	二二、八五九、〇〇〇円
電気設備工事	五二、八五一、五〇〇円
機械設備工事	七四、三六六、〇〇〇円
機能訓練機器及び備品等	二二、〇〇〇、一八二円
設計監理委託料	一一、六六九、〇〇〇円
事業費合計	五一九、二二五、六八二円
財源内訳	二二二、六〇〇、〇〇〇円
基金	二六〇、〇〇〇、〇〇〇円
一般財源	二六、六二五、六八二円

二 溝辺町社会福祉協議会

溝辺町の社会福祉協議会は、地域の住民が主体となつて、福祉の向上を図ることを目的として昭和二十六年四月一日に民間組織として発足している。

住民福祉向上の諸事業、活動を続ける中で、社会情勢の変化とその運営の複雑さに対応するために、昭和五十四年四月一日に社会福祉法人としての認可を受けている。

事務所は、役場の別館に併設して事業の推進にあたつていたが、老人福祉センターが建設されたのを期に、福祉の拠点になることを予測してセンターの一室に昭和六十三年四月一日に移転している。

名実共に福祉の拠点として事業の拡大と共に、行政の担う福祉の一部門も委託を受ける形で事業推進に努めてきている。

今は新しい温泉施設が出来たことにより、老人福祉センターの名称も溝辺町ふれあい温泉センターと変更され、温泉管理も受託して事業推進にあたっている。

法人の事業内容には、発足当時から大きな変更はないが、時代と共に先にも触れたが行政の福祉部門と、福祉団体の指導等担う方向になってきている。

現在、定款に定められている事業内容は概ね次のとおりである。

- ① 社会福祉を目的とする事業に関する調査及び研修、総合企画、連絡調整及び助成普及。
 - ② 助け合い資金に関する事業。
 - ③ 心配ごと相談に関する事業。
 - ④ 葬祭具の貸付け、諸葬祭具のあつせんに関する事業。
 - ⑤ 共同募金事業への協力。
 - ⑥ 溝辺町ふれあい温泉センターの受託管理。
 - ⑦ その他、本会の目的達成のための事業。
- 以上のような事業を基本に、年度的に目的達成のための事業として、平成十五年度の事業は次のようなものがある。
- 「社会福祉協議会に対する理解と認識の高揚と福祉活動への参加促進」
- ① 社会福祉大会の開催。
 - ② 広報誌の発行。

③ ボランティア活動の促進

（中学生・高校生ワークキャンプの実施）

④ 児童と老人のふれあい事業。

⑤ 母子父子家庭児童生徒及び親子ふれあい活動。

〔在宅福祉活動〕

① 福祉サービス利用支援事業の推進（日常生活に不安を抱えている高齢者や障害者に対して、福祉サービスの情報提供及び手続き・預金の出し入れ・重要証書類・印鑑等の保管）

② ひとり暮らしの老人の集いの開催。

③ ひとり暮らし老人、老人夫婦世帯、重度心身障害者世帯への給食サービス。

④ ねたきり老人家庭等へのオムツのあつせん事業。

⑤ ねたきり老人家庭訪問

（介護者の激励・介護方法の助言）

⑥ 在宅心身障害者（児）一日遠足の実施及び福祉作業

所への援助協力

⑦ 介護用品及び福祉機器のあつせん事業。

⑧ ねたきり老人等介護講習会の開催。

〔高齢者生きがいづくり推進事業〕

① 高屋長寿大学の開催（生きがい講話（健康講話））。

② 趣味活動講座の開催（パソコン・ワープロ・ちぎり絵・木工細工・ペーパーフラワー・絵手紙・ニュースポーツの各講座）。

③ スポーツ活動の推進（ゲートボール・グラウンドゴルフ・ニュースポーツの実施）。

〔その他の福祉活動〕

① 敬老週間に高齢者表敬訪問。

② 合同金婚式の開催。

③ 社会推進運動（ときわ木の会）の援助協力。

〔援護活動の推進〕

① 低所得者対策事業（生活福祉資金・法外援護資金の貸付事業）

② 心配ごとの相談の開設。

③ 災害世帯への援護。

等が事業計画として定められている。また社会福祉協議会が事務所としているふれあい温泉センター付近は、福祉ゾーンとしての土地利用が進んできている。

高齢者の健康づくりのグラウンド整備、温泉玄関で老

人クラブが運営する生きがいづくりのための野菜販売所の設置。さらに、福祉作業所「あいご園」が改築移転された。このあいご園の運営についても、社会福祉協議会がその運営の受託することが決定。定款の変更などを含め法的手続きも終わり、知的障害者の生きがいの向上を更に進め、将来的には独立した法人としての地位と責任と誇りを持つことを希望する。

町では、合併問題が大きく論議され、一市六町で法定協議会も設置、溝辺町の参加。社会福祉法人社会福祉協議会も一行政区に一法人だけとなるので、社会福祉協議会も合併することとなった。合併後の社会福祉は今までの経緯をふまえ、いかに町民に密着、愛されるものになるかは、関係者の新しい感覚と実践が期待される。

○ 歴代会長

初代	山村 登蔵	昭和26.4～昭和37.11
二代	中山 藤蔵	昭和37.12～昭和45.3
三代	松山 績	昭和45.4～昭和51.9
四代	村田 三夫	昭和51.10～平成6.5
五代	松山淳一郎	平成6.6～現在

第220表 法生活福祉資金貸付状況
(単位:円)

年度	件数	金 額
63	3	996,000
元	10	2,000,000
2	1	1,350,000
3	1	600,000
4	0	0
5	0	0
6	0	0
7	1	1,350,000
8	0	0
9	0	0
10	0	0
11	0	0
12	1	320,000
13	0	0
14	0	0
15	0	0

第219表 法外援護資金貸付状況
(単位:円)

年度	件数	金 額
63	6	305,000
元	8	358,320
2	5	250,000
3	1	50,000
4	4	195,000
5	6	280,000
6	4	190,000
7	1	50,000
8	1	50,000
9	1	50,000
10	5	230,000
11	6	320,000
12	1	50,000
13	6	250,000
14	5	215,000
15	6	225,000

第221表 共同募金・歳末たすけあい募金実績表

(単位:円)

区分 年度	共 同 募 金			歳末たすけあい募金			備考
	目 標 額	実 績 額	割合(%)	目 標 額	実 績 額	割合(%)	
63	1,333,000	2,858,192	214.4	310,000	310,506	100.2	
元	1,371,000	3,959,228	288.8	313,000	350,669	102.5	
2	1,399,000	3,229,255	241.2	311,000	337,292	108.5	
3	1,414,000	2,863,381	203.0	314,000	273,230	87.0	
4	1,465,000	2,775,856	189.4	299,000	281,000	94.0	
5	1,496,000	2,105,878	140.8	299,000	302,660	101.2	
6	1,508,000	2,464,292	163.4	304,000	313,220	103.0	
7	1,526,000	2,703,773	177.2	310,000	3,620,740	103.5	
8	1,470,000	2,893,139	196.8	320,000	322,000	100.6	
9	1,475,000	3,132,540	212.3	320,000	472,200	147.5	
10	1,460,000	3,068,606	210.1	360,000	455,024	126.3	
11	1,466,000	2,889,153	197.1	355,000	475,501	133.0	
12	1,460,000	3,099,275	212.2	360,000	495,000	137.5	
13	1,460,000	3,013,540	206.4	355,000	467,400	131.6	
14	1,466,000	2,789,769	190.2	355,000	465,973	131.2	
15	1,466,000	2,537,784	173.1	355,000	469,150	132.1	

第222表 共同募金配分金使途内訳

(単位:円)

年度	福祉推進活動	児童身障福祉	老人福祉活動	低所得者援護	地域福祉活動	合 計
63	392,000	330,000	780,000	119,000	480,000	2,101,000
元	200,000	398,000	1,333,000	120,000	207,000	2,258,000
2	250,000	290,000	2,178,000	260,000	413,000	3,391,000
3	230,000	422,000	1,019,000	210,000	768,000	2,649,000
4	230,000	535,000	1,143,000	150,000	223,000	2,281,000
5	280,000	254,000	1,334,000	120,000	176,000	2,164,000
6	230,000	151,000	815,000	100,000	136,000	1,432,000
7	320,000	168,000	801,000	160,000	378,000	1,827,000
8	350,000	198,000	946,000	198,000	375,000	2,067,000
9	380,000	398,000	997,000	154,000	302,000	2,231,000
10	420,000	228,000	1,042,000	241,000	657,000	2,588,000
11	395,000	198,000	1,016,000	220,000	582,000	2,411,000
12	401,000	198,000	949,000	237,000	447,000	2,232,000
13	380,000	338,000	1,041,000	159,000	524,000	2,442,000
14	351,000	340,000	1,061,000	150,000	334,000	2,236,000
15	383,000	29,000	1,043,000	175,000	330,000	2,222,000

三 溝辺町高齢者総合ケアセンター

特別養護老人ホーム フラワーホーム

溝辺町に老人福祉施設として、特別養護老人ホームフラワーホームが麓九四七番地に開所されたのが、昭和五十七年四月である。このフラワーホームは、社会福祉法人「山陵会」として設立、理事長 徳永正吉施設長 徳永正弘が就任した。

施設の規模は、入所施設として設置

敷地面積 五、八〇九㎡

建物構造

鉄筋コンクリート平屋建

延床面積

一、五七五・四三㎡

設備は、定員五〇床 居室四人部屋一二 一人部屋

二 静養室(三人部屋)一 全館冷暖房 全館ナース

コール及び放送施設 特殊浴槽 一般浴槽 機能回

復訓練 全室洗面所水洗便所 非常災害対策 浄化

槽 自動洗濯機 舞台装置 ロビー 食堂 医務室

厨房 食品庫 介護材料室 介護職員休憩室 会議

室 園長室 事務室 娯楽室 給排水 宿直室 浴



フラワーホーム「完全個室ユニットケア」

室 便所 その他

総事業費 三三九、五九八、八〇〇円

このほか入所施設として隣接地に

小規模生活単位型施設(個室ユニットケア)がある。

平成十六年一月開設

建物構造 鉄筋コンクリート平屋建

延床面積 三九五・七一㎡

設備 一〇床

個室一〇室 全館冷暖房 全館ナースコール及び放

送施設 浴室(個浴) 協同生活室 全室洗面所水

洗便所 台所 給排水 非常災害対策 浄化槽

総事業費 九〇、四〇五、〇〇〇円

デイサービスセンター(在宅介護施設)

平成五年二月開設

全館冷暖房 全館ナースコール及び放送施設 一般

浴室 水洗便所 自動洗濯機 ロビー 食堂 厨房

職員更衣室休憩室 事務室 相談室 給排水 休養

娯楽室 舞台

総事業費 八二、二〇〇、〇〇〇円

ショートステイ フラワーホームに隣接

平成九年十二月開設

平成十六年三月 四床増床し計一〇床となる

建物構造 鉄筋コンクリート平屋建

延床面積 七五・〇八㎡

設備 一〇床 冷暖房ナースコール

及び放送施設 水洗便所 洗面所

総事業費 一九、三二〇、〇〇〇円

溝辺町在宅介護支援センター

デイサービスセンターに隣接

平成十一年四月開設

ホームヘルプサービス デイサービスセンターに隣接

平成十一年四月開設

居宅介護支援事務所 デイサービスセンターに隣接

平成十二年四月開設

建物構造 鉄筋コンクリート平屋建

延床面積 八四・四㎡

設備 事務所 相談室 展示室

総事業費 一九、三二〇、〇〇〇円

四 老人給食サービスの開始

高齢化社会の急速な進展は、溝辺町も例外ではなく、近くに身内のいない老人のひとり暮らし、老人夫婦世帯、身体障害者世帯等が増えつつある中で、給食サービスの要望が持ち上がり、平成三年三月から社会福祉協議会の事業として発足をみている。

発足当初は、特別老人ホームフラワーホームに調理の委託をし、週一回（木）ボランティアの方々の手で配食が始まった。

一回あたりの調理数は既ね四〇食を予定していたが、食数は一五〜二〇食の範囲以内で推移してきている。

その後、毎日型の夕食希望が出てきたので、平成十三年度から実施している。

毎日型への移行に伴い、茶弁当等の調理を引き受けている「みどり会」に調理を担当して貰っている。

毎日型に移行したことで、民生・児童委員さんに対象者の掘り起こしを進めてきているが、三〇食前後が現状の食数である。

今後、ますます増えてくる老人世帯の食の問題は栄養面を含め、現状をよく分析しながら進めていく必要がある。



みどり会

五 福祉作業所の移転整備

知的障害を持つ親の組織、手をつなぐ親の会として市町村・県・国段階まで組織されていて、溝辺町もその組織で活発に活動がなされている。

活動を実施していく中で、在宅にいる子どもたちにふれあいと社会参加を勧める必要があるとの声が上がリ、有志の会員が、平成三年四月一日、通所福祉作業所の設立準備に入り、平成四年四月一日に通所福祉作業所「あいご園」と命名し事業開始がなされた。

作業所の場所は有村政春氏土地、有川字川原三二九〇番地に設置された。

当時の溝辺町手をつなぐ親の会会長 福永 英夫

作業所園長 有村 政春 協力員 長友 実

指導員 山口真理子 協力員 久木田憲昭

指導員 伊藤 和代 協力員 満塩 郁夫

作業内容は、箱折り、農作業の受託作業、公共施設等の清掃作業、野菜づくり等が計画され、二人の指導員、協力員の元で確実に作業が進められてきた。

作業所は設置から平成十四年まで順調に運営が成されて来たが、親の会の高齢化、借地の関係者等の諸般の事情から運営母体の変更を町に移行した。

町としては、福祉行政の一貫でもあるので、施設を閉鎖することは出来ないかと判断し、社会福祉法人溝辺町社会福祉協議会に運営を委託することを前提に協議が進められてきた。

社協運営となると、事務所の近くが良いことから、幸いふれあい温泉センター駐車場、社協倉庫に用地があることから、移転改築することが決定された。

社協運営となると、法人としての法的な手続きに時間を要することから、移転改築の工事を親の会側で実施することになり、移転改築費の補助金を平成十四年度で、一〇、〇〇〇千円の予算化がなされた。

作業所は、あいご園の事業として平成十四年度、有川八二三番地の八六七㎡に一〇〇㎡の館が無事完成し、園生も新たな気持ちで平成十五年の四月から作業を始めた。

運営母体も社協に法人的手続きも終わり、順調にその運営が行われている。

第六章 溝辺町ふれあい

温泉センター

一 温泉再掘削事業

ふれあい温泉は、平成十二年四月一日(土曜日)午前十時、溝辺町ふれあい温泉センターにおいて、盛大に落成記念式典が挙行され、改装新築された温泉に、町民は健康と、いこいと、ふれあいの実現に大歓迎された。

ふれあい温泉は、昭和五十九年九月に開所したみぞべ温泉の湯量の減少、温度の低下、温泉ポンプ施設の老朽などにより、財団法人溝辺町開発公社が町民福祉の向上のため、代替温泉井掘削事業として着手したものである。みぞべ温泉については、溝辺町郷土誌の統一に詳しく書かれているので省略する。

温泉井掘削事業の総事業費および内訳は次のとおりであり、事業に要した費用は財団法人溝辺町開発公社が負担し溝辺町へ寄付された。

温泉掘削総事業費 一〇六、九六九、〇〇〇円

(代替温泉井掘削)

1 工期 平成七年十二月二十五日～平成八年八月十日

2 契約金額 八四、九七五、〇〇〇円

3 掘削深度 一、三〇二m

4 楊湯量 毎分一〇〇ℓ (最大楊湯量毎分一七〇ℓ)

5 湯 温 五二度

6 契約の相手方 日鉄鉦コンサルタント

(ポンプ設置及び温泉井仕上げ工事)

1 工期 平成八年八月二十六日～同年九月十日

2 契約金額 一八、〇二五、〇〇〇円

3 契約の相手方 日鉄鉦コンサルタント

(温泉ポンプ入れ替え工事)

1 工期 平成十年十二月八日～

同年十二月十八日

2 契約金額 三、九六九、〇〇〇円

3 契約の相手方 日鉄鉦コンサルタント

ふれあい温泉センター建設事業

代替温泉井掘削が成功したことにより、老人福祉センター温泉設備検討会が設置され

―温泉設備検討会が設置され

◎ 温泉施設設備拡充について

◎ 温泉設備等調査研究委員会の設置について、などの検討がなされ、温泉センター建設に向けて第一歩を踏み出した。「以下調査研究委員会という」

平成八年七月二十五日 第一回調査研究委員会及び先進地研修視察 曾於郡末吉町 メセナ住吉交流センター

宮崎県新富町 温泉健康センター

平成八年十月十一日 第二回調査研究委員会

温泉設備設計素案について

財源確保対策について

平成八年十月二十八日 第三回調査研究委員会

設計素案に基づく設備内容について

補助対象事業について

平成八年十一月五日 温泉施設整備に伴う地域総合整備事業債の採択の可能性について県地方課と協議

平成九年度 調査研究委員会による補助制度調査研究機関とする。

平成十年五月二十二日 県地方課と協議の結果、温泉施設整備に伴う補助事業等の助成制度について、温泉施設整備に該当する補助事業はないことを確認する。

平成十年六月二日 第四回調査研究委員会

調査研究委員会発足以降の協議内容等の経過報告
平成十一年度施設建設に向けての事業推進スケジュールについて

平成十年六月五日 事務局における横川町の健康温泉センター視察研修

平成十一年四月三十日 第五回調査研究委員会

温泉施設(設備)の具体的内容について

老人福祉センター内の既存施設の活用方法について
平成十一年五月二十一日 調査研究委員会先進地研修視察

薩摩町 観音滝[滝の宿]

東町 太陽の里温泉センター[東泉望]

平成十一年五月二十六日 第六回調査研究委員会

基本設計について

建設スケジュールについて

以上の経過を経て工事着工のはこびとなった。

〔工事の経過〕

工 事 名	契約年月日	施行者	工事金額
設計業務委託	平成11・6・30	(株)畑中設計	九、四五〇、〇〇〇円
監理業務委託	平成11・10・1	(株)畑中設計	四、三五七、〇〇〇円
水さく井工事	平成11・7・7	(株)日本ジオテック	一、〇六五、〇〇〇円
揚水工事	平成11・10・12	黒木電気設備	二、八三五、〇〇〇円
本体工事	平成11・9・30	南建設(株)	九七、六五〇、〇〇〇円
温泉設備工事	平成11・9・30	南国殖産(株)	五五、一二五、〇〇〇円
給排水空調工事	平成11・9・17	黒木電気設備	三八、六四〇、〇〇〇円
電気設備工事	平成11・9・17	(株)南電工	一八、九〇〇、〇〇〇円
植栽工事	平成12・3・1	新谷緑化(株)	九四五、〇〇〇円

工事金額の合計 一三八、九六七、〇〇〇円

温泉掘削事業費と合わせ

ふれあい温泉センター総事業費

三四五、九三六、〇〇〇円

昭和四十七年四月開港された鹿児島空港関連用地等の先行取得を主な目的として、昭和四十五年十月八日設立された財団法人溝辺町開発公社は、その目的を円滑に行ってきたが、同法人の事業目的が成功のうちに達成されたことを基に、鹿児島県町村土地開発公社溝辺町支社の事業が主体となったため、平成十年度第二回理事会において、現金二億一千万円を町に寄付することを含め解散決議が平成十一年二月十日になされ、同年四月五日正式解散となった。

ふれあい温泉センターの建設には、補助事業もなかったことから開発公社の寄付金を財源とした。

建築概要、温泉の成分禁忌症適応症、センターの利用状況は次のとおりである。

□ 建築概要

【建築概要】

- 施設名称 溝辺町ふれあい温泉センター
- 主要用途 公衆浴場
- 敷地面積 2,806.51㎡ 建築面積 1,277.22㎡
- 延床面積 1,094.08㎡
(温泉棟422.19㎡ 機械室棟54.00㎡ 既設棟617.89㎡)
- 駐車台数 来客用8台 車いす用1台
- 機械室 54.00㎡
- 浄化槽 合併処理浄化槽135人槽(流量調整槽付) 放流濃度20ppm
- 温泉棟
 - [ホール] 特産品販売コーナー・リラックスルーム・フロント
 - [車いすWC]
 - [女子WC] 和風大便器2(てすり付) 洗面1
 - [男子WC] 小便器1(てすり付) 和風大便器1(てすり付) 洗面1
 - [休憩室] 畳12帖
 - [男子脱衣室] 脱衣棚33人分・貴重品ロッカー30人分・洗面3・WC(洋風便器)
 - [男子大浴場] 洗い場10人分・主浴(低周波浴・気泡浴・ジェット浴)・うたせ湯サウナ 6人分・水風呂・かかり湯・ベンチ・飲泉コーナー・各てすり付
 - [女子脱衣室] 脱衣棚33人分・貴重品ロッカー30人分・洗面3・WC(洋風便器)
 - [女子大浴場] 洗い場10人分・主浴(低周波浴・気泡浴・ジェット浴)・うたせ湯サウナ 6人分・水風呂・かかり湯・ベンチ・飲泉コーナー・各てすり付
- 家族湯棟(3室)
 - [うめ] 和室4.5帖・ミニキッチン・洗面・脱衣室・WC(洋風便器)・大理石風呂
 - [しゅろ] 和室4.5帖・ミニキッチン・洗面・脱衣室・WC(洋風便器)・大理石風呂
 - [さざんか] 和室12帖・ミニキッチン・洗面・脱衣室・WC(身障者対応)・大理石風呂

温泉の成分禁忌症適応症(その1)

成 分

泉 源 名
 泉 源 所 在 地 始良郡溝辺町有川字池畑808
 使用施設名及び所在地 溝辺町老人福祉センター、始良郡溝辺町有川字池畑808
 泉 質 単純泉、(低張性、弱アルカリ性、高温泉)
 泉 温 泉 源 摂氏 度(気温 度)
 使用位置 摂氏51.6度(気温 30度)

試験成績

1 性 状 ゆう出地 (微茶褐色・弱清涼味・無臭)
 試験室 (微茶褐色・無味・無臭)
 2 水素イオン濃度(PH) ゆう出地 7.8
 3 ラドン含有量 2.97 (百億分の一キュリー単位)
 4 比 重 0.9991 (摂氏 20 度における)
 5 蒸 発 残 留 物 0.6794 g/kg (摂氏180℃)
 6 温 泉 の 成 分 (本水1kg中に含有する分量)

(イ) 陽イオン

成 分	ミリグラム(mg)	ミリバル	ミリバル(%)
Li ⁺ リチウムイオン	0.1	0.02	0.18
Na ⁺ ナトリウムイオン	211.1	9.18	83.97
K ⁺ カリウムイオン	15.0	0.38	3.48
NH ₄ ⁺ アンモニウムイオン	0.6	0.03	0.28
Mg ²⁺ マグネシウムイオン	4.5	0.37	3.39
Ca ²⁺ カルシウムイオン	18.2	0.91	8.32
Ba ²⁺ バリウムイオン	0.1	0.00	0.00
Al ³⁺ アルミニウムイオン	0.1	0.01	0.09
Fe ²⁺ 第一鉄イオン	0.9	0.03	0.29
計	250.6	10.93	100.00

(ロ) 陰イオン

成 分	ミリグラム(mg)	ミリバル	ミリバル(%)
F ⁻ フッ素イオン	1.2	0.06	0.61
Cl ⁻ 塩素イオン	17.5	0.49	4.96
SO ₄ ²⁻ 硫酸イオン	11.3	0.24	2.43
HCO ₃ ⁻ 炭酸水素イオン	549.2	9.00	91.12
CO ₃ ²⁻ 炭酸イオン	2.7	0.09	0.88
計	581.9	9.88	100.00

(ハ) 遊離成分

メタケイ酸(H ₂ SiO ₃)	113.2mg
メタホウ酸(HBO ₂)	0.9mg
ガス成分を除く溶存物質総量	946.6mg
遊離二酸化炭素(CO ₂)	14.8mg
成分総計	961.4mg

(ニ) その他微量成分

総 ヒ 素 0.01mg/kg未満
 要 追 加 ——— 目下調査中

温泉の成分禁忌適応症(その2)

禁忌症及び適応症

一 禁 忌 症

一般的禁忌症

- (1)急性疾患(特に熱のある場合) (2)活動性の結核
- (3)悪性腫瘍 (4)思い心臓病 (5)呼吸不全
- (6)腎不全 (7)出血性疾患 (8)高度の貧血
- (9)その他一般に病勢進行中の疾患
- (10)妊娠中(特に初期と末期)
- (11)次の疾患については原則として高温浴(42度以上)を禁忌とする。

ア 高度の動脈硬化症 イ 高血圧症 ウ 心臓病

二 適 応 症

一般的適応症

- (1)神経痛 (2)筋肉痛 (3)関節痛 (4)五十肩
- (5)運動麻痺 (6)間接のこわばり (7)うちみ
- (8)くじき (9)慢性消化器病 (10)痔疾 (11)冷え症
- (12)病後回復期 (13)疲労回復 (14)健康増進

三 浴用上の注意

- (1) 温泉療養を始める場合は最初の数日の入浴回数を一日当たり一回程度とすること。
その後は一日当たり二回ないし三回までとすること。
- (2) 温泉療養のための必要期間はおおむね二ないし三週間を適当とすること。
- (3) 温泉療養開始後おおむね三日ないし一週間前後に湯あたり(湯ざわり又は浴場反応)が現われることがある。「湯あたり」の間は、入浴回数を減じ又は入浴を中止し、湯あたり症状の回復を待つこと。
- (4) 以上のほか入浴には次の諸点について注意すること。
ア 入浴時間は、入浴温度により異なるが、始めは3分ないし10分程度とし慣れるにしたがって延長してもよい。
イ 入浴中は運動浴の場合は別として一般には安静を守る。
ウ 入浴後は、身体に付着した温泉の成分を水で洗い流さない。(湯ただれをおこしやすい人は逆に浴後真水で洗うか、温泉成分を拭き取るのがよい)。
エ 入浴後は湯冷めに注意して一定時間の安静を守る。
オ 熱い温泉に急に入るとめまい等を起こすことがあるので十分注意をする。
カ 食事の直前、直後の入浴は避けることが望ましい。
キ 飲酒しての入浴は特に注意する。

飲用許可無し

第223表 溝辺町ふれあい温泉センター年度別使用料集計表

年 度	大 人 券				小 人 券 (100円)				回 数 券 (12枚綴り)			
	大人2人券(400円)		大人1人券(200円)		枚数	金 額	枚数	金 額	大人(2000円)		小人(1000円)	
	枚数	金 額	枚数	金 額					枚数	金 額	枚数	金 額
12	4,395	1,758,000	21,193	4,238,600	3,061	306,100	1,745	3,490,000	10	10,000		
13	4,421	1,768,400	21,929	4,385,800	2,628	262,800	1,929	3,858,000	14	14,000		
14	4,093	1,637,200	22,625	4,525,000	2,399	239,900	1,997	3,994,000	25	25,000		
15	3,739	1,495,600	24,080	4,816,000	2,383	238,300	2,108	4,216,000	36	36,000		

	部 屋 使 用 料		家 族 風 呂				合 計			
	(1000円)		(2000円)		1時間(700円)		減免申請者(400円)			
件数	金 額	件数	金 額	枚数	金 額	枚数	金 額	人数	金 額	総利用者数
21	21,000	13	26,000	1,082	757,400		0	31,520	10,607,100	45,843
69	69,000	6	12,000	1,022	715,400	198	79,200	32,216	11,164,600	58,978
82	82,000	14	28,000	1,030	721,000	279	111,600	32,544	11,363,700	59,672
115	115,000	17	34,000	1,070	749,000	309	123,600	33,857	11,823,500	62,719